

【平成22年度～24年度】

長生地域農林業振興方針

～ 活気ある地域農林業を目指して ～



平成22年3月

長生農林振興センター

<表紙写真の説明>

スプレーストックの 収穫体験	施設トマトの 生育状況
内谷川地区の かんがい排水事業	小学校での 農業体験学習

は じ め に

長生地域の農林業は、首都圏に位置する地理的有利性を活かし、温暖な気候や平坦な土地といった恵まれた環境のもと、農林業者の方々の高い技術と意欲に支えられ、米・野菜を基幹作物に、平成18年に189億円、県全体の4.7%の農業産出額を上げる農業地域となっています。

しかしながら、農林業を取り巻く情勢は、近年の世界的な経済の低迷、燃油、農業資材及び飼料価格の高騰、担い手の減少や高齢化、農林畜産物価格の低迷、食の安全・安心に対する消費者の要望の高まりへの対応など、産業の根幹に係る多くの課題を抱えております。

県では、平成22年度から中長期的視点に立ち県政運営の理念を掲げるものとして『千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」』を策定したところですが、この計画の中で、農林水産部では、「光輝く千葉の魅力発信（販売）」「農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進（生産・担い手）」「緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進（地域づくり）」を重点的な政策として位置づけ、これに関連する施策を重点的に実施することで、県民の「暮らし満足度日本一」を目指すこととしています。

一方、長生地域においても、県総合計画に基づき、地域農林業を取り巻く自然、地理的特性及び現状等を踏まえ、平成22年度から平成24年度までの3カ年間で取り組むべき課題を整理し、方向性・対応策を示す「長生地域農林業振興方針」を策定いたしました。

本振興方針では、『消費者に信頼される「長生（ながいき）ブランド」づくり』『担い手の育成と元気な産地づくり』『「農林業」をベースに人々が輝く地域づくり』の3つの基本目標の実現に向けて、主要施策を整理し、展開を図ることといたしました。

農林業者の方々をはじめ、市町村、地域の農林業関係機関・団体、さらには住民の皆様方と連携し、活気ある長生地域の農林業を目指して推進してまいります。

平成22年3月

長生農林振興センター
所 長 河 野 義 雄

< 目 次 >

長生地域農林業の現状と課題	1
1 自然環境	1
(1) 地勢	
(2) 水域等	
2 社会経済環境	2
(1) 農政の変化	
(2) 食と農産物流通の変化	
(3) 管内の経済立地	
3 農林業の概況	4
(1) 経営耕地	
(2) 担い手農家数等	
(3) 農業産出額	
(4) 主要作物生産の概況	
ア 農産	
イ 園芸	
(ア) 施設野菜	
(イ) 露地野菜	
(ウ) 果樹	
(エ) 花き	
ウ 畜産	
エ 林業	
主要施策の推進目標・方策	10
1 消費者に信頼される「長生ブランド」づくり	10
(1) 「長生ブランド」の確立と販売促進	10
(2) 環境にやさしい農業の推進	10
(3) 生産者と消費者で築く食の安全・安心	11
(4) 食育による「農」への理解の推進	11
2 担い手の育成と元気な産地づくり	13
(1) 優れた経営体の育成	13
(2) 新規就農相談窓口の活動強化	14
(3) 新規就農者等の育成確保	14
(4) 集落営農の推進	14
(5) 農業土地基盤整備等の推進	15
(6) 水田農業の再生と生産力の強化	15

(7) 施設園芸産地の維持強化	1 6
(8) 露地野菜産地の維持強化と新品目の定着	1 6
(9) 果樹産地の維持強化と新品目の定着	1 7
(10) 花き産地の維持強化と新品目の定着	1 7
(11) 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大	1 7
3 「農林業」をベースに人々が輝く地域づくり	1 9
(1) がんばる元気な地域づくりの推進	1 9
(2) 都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進	1 9
(3) 農商工連携の推進	2 0
(4) 安心して住める地域環境の保全・整備	2 0
(5) 優良農地、林地の確保保全	2 1
(6) 耕作放棄地の再生・利用促進	2 1
(7) 森林整備と多面的機能の保全	2 1
(8) 海岸松林の保全	2 2
(9) バイオマスの利活用の推進	2 2
地域力を発揮して目指す長生地域農林業の指標	2 3
長生地域農林業振興方針（平成 2 2 ～ 2 4 年度）体系図	2 4
推進方策ごとの担当部署一覧	2 5
参考資料	2 8
長生農林振興センター管内図	6 2

長生地域農林業の現状と課題

1 自然環境

(1) 地勢

長生地域は、九十九里浜の南端に位置し、東は太平洋、西は市原市、南はいすみ市、北は山武郡に接した地域で、首都圏の70km範囲にあり、その面積は326.98km²となっています。気候は温暖で年間平均気温15.6℃、年間降水量1,941mmで気象条件に恵まれた地域です。

地形は、東部の海岸線から約10キロが九十九里平野で、古くから海岸線の海進海退の繰り返しにより帯状にできたわずかな高低差を有する平坦地となっており、高位部は集落として、それ以外の低位部は農地として利用されてきました。海岸線には保安林を備え集落や農地を暴風被害から守ってきました。九十九里平野の西側は、標高60mの房総丘陵へと連なる中山間地域となっており、なかでも睦沢町と長南町の一部には、100分の1から20分の1の傾斜が強い狭隘な水田が多くあります。

(2) 水域等

長柄町刑部の権現森を源とする一宮川と、大網白里町北西部を源とする南白亀川とが、管内の主な河川で、中・上流域は傾斜を帯びた地形で多くの支川を抱え、その川沿いに谷津田が展開しています。

それぞれの河川は下流域の九十九里平野を屈曲し、一宮川は長生村で、南白亀川は白子町で太平洋に至ります。

このような地形は、ひとたび大雨に見舞われると、中・上流域の傾斜地から一気に流下した洪水が下流域で滞り、しばしば湛水被害を生み出してきました。

一方、日照りが続くと、管内の河川は延長が短く流域面積が小さいため、すぐに干上がってしまい、河川水を農業用水として利用することが困難でした。そのため、稲作の用水確保の手段として、江戸時代より多くの「ため池」が築造されてきました。

「ため池」は現在も活用されており、その数は249カ所あり、受益面積は水田面積の約40%に当たる2,765haとなっています。一部の「ため池」は憩いの場としても活用されています。

しかし、農村社会における生活様式の変化や混住化の進展などから、農村の水環境は、生活雑排水の占める割合が増加する一方で、農村集落からの排水を処理するための汚水処理施設の整備が立ち遅れているために、農業用排水路への生活雑排水の流入による水質悪化が懸念されています。また、南白亀川流域周辺は地盤沈下の影響によって農業用排水に支障が生じています。さらに用水源としてのため池は、老朽化による安全性の低下、また、機能不足等が生じており、早急な対策が必要な状況にあります。

2 社会経済環境

(1) 農政の変化

農業は、国の政策目標、内外の経済事情や人口動向等に大きく影響を受けます。

高度経済成長下の昭和36年、農業の生産性向上や他産業との所得均衡を目標に農業基本法が制定され、農業構造改善事業などにより畜産や園芸の規模拡大が図られました。

昭和40年代後半頃からは、生産性の向上で供給過剰となった農畜産物の価格が低迷する事態となり、さらに50年頃から徐々に進行を始めた少子高齢化は国全体の食料消費量にブレーキをかけることとなり、農畜産物の計画生産が行われるようになりました。

昭和61年のガットウルグアイラウンド以降は、WTO体制下の農産物輸入自由化により、海外の安価な農産物が日本市場に流入したため、兼業化や離農が加速度的に進行したこと等から、国の農業政策は平成11年、国民視点も取り入れて、食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念とする食料・農業・農村基本法へと転換しました。

なお、水田農業対策は、過去40年続いた米の生産調整から戸別所得補償制度へと平成22年から大きく舵を切ることになりました。

(2) 食と農産物流通の変化

近年の食の形態は、家庭での調理から外食（ファミリーレストラン、飲食店等）へ、そして中食（持ち帰り弁当や惣菜等小売業）へと食の外部化が進んでいます。

この食の変化に伴い、農産物も従来の市場における野菜流通から、カット野菜等半加工野菜や加工食品等の業務用需要が生産量全体の50%を占めるに至っています。

業務需要は安定した価格で、安定した調達が可能な「契約」に基づく流通が基本ですが、卸売市場法の改正が行われ新たな業態が可能となった市場サイドもこうした動きに対抗して、一次加工部門を新たに併設するなどの動きが見られています。

また、近年、私たちの食生活を巡っては、欠食、不規則な食事、栄養の偏り、食品の食べ残しや廃棄の増加などの問題や、食生活の乱れなどに起因する生活習慣病の増加といった様々な問題が指摘されております。これらの課題を解決するため、県では、食育基本法に基づく『元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画』を平成20年11月に策定し、地域に根ざした県民運動を展開しているところです。

一方、平成13年9月に確認された牛海綿状脳症（BSE）やその後に続出した食品の虚偽表示問題等により、「食」の安全・安心への関心が高まり、

県政モニターへのアンケート結果でも、「食品中の農薬や抗生物質等の残留」と答えた方が87.2%と最も多く、次いで「輸入食品の安全性」が81.6%と続いていました。これらのことを受け、生産現場においては、減農薬・減化学肥料栽培による環境にやさしい農業への取り組みや、流通現場においては、適正な食品表示の実施が社会的な要求となっています。

(3) 管内の経済立地

管内の行政機構は茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町の1市5町1村からなり、人口は約16万人で県人口の2.6%にあたります。

当地域には現在、首都圏中央連絡自動車道の整備が進められており数年後には東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線などを利用し、京浜地域や内房地域との時間と距離が一段と短縮されることが見込まれています。また、農林業、商業、工業がバランス良く発展し、海岸地帯は観光宿泊業、中間部は商工業、山間地はゴルフ場等地域性を生かした事業が展開されています。

その中で、東身延と呼ばれる「藻原寺」、坂東三十一番札所である「笠森観音堂」など、今もなお古くから受け継がれてきた文化財も多数ある一方、国の天然記念物である「ヒメハルゼミ」の生息地を生かして自然と親しむ『ひめはるの里』の施設も設けられ、また、全国名水百選に選ばれた「熊野の清水」もあって、自然環境にも恵まれています。

近年、心の安らぎや癒しを求めて、豊かな自然や景観が残る農山漁村を訪れ、人々との交流を楽しむ「グリーン・ブルーツーリズム」に都市住民の関心が高まっています。グリーン・ブルーツーリズムでは、その土地の特色があって美味しい食べ物を「食べる」という要素が重要です。見るツーリズムから体験型のツーリズムに観光需要が変化する中で、イチゴや花などの摘み取りや、とうもろこし、果樹、米、野菜などの栽培、収穫体験と神社仏閣やリゾート宿泊施設などの観光施設との組み合わせ商品が登場しています。

こうした動きを受けて、野菜や米の栽培、酪農作業体験など農作業そのものをツーリズム資源とし、農業経営の多角化を図るケースも出現しています。合鴨米オーナー制度など、労働力不足の解消や生産物の販売ルートの開拓、さらには体験そのものを商品として提供するなどの農産物オーナー制度が管内において取り組まれています。

3 農林業の概況

(1) 経営耕地

管内の耕地面積は9,980haで、水田6,960ha、畑3,020ha、一戸平均耕地面積1.56haとなっています。

しかしながら、当地域には約1,906ha(2005年農林業センサス)の遊休農地が存在し、7市町村全てで増加傾向にあります。このため管内の農業生産や担い手への農地集積に影響を及ぼすだけでなく、営農・生活環境及び農村景観の悪化も懸念される状況になっています。

販売農家の41.6%にあたる2,660戸が耕作放棄地を持ち、その面積は約826haとなっており、一戸当たりでみると31aとなります。

平成21年度に改正された農地法では、全ての遊休農地を対象に所在の明確化や有効利用の徹底を図る仕組みが構築され、対策が強化されました。

平成17年度の土地基盤整備率は、水田約50%及び畑62%(県平均は水田約57%及び畑約34%)ですが、このなかには早くから整備を始めた小区画もあり、今後生産性の向上やコストの低減を図るためには大区画化と併せて、農地の集積を一層進めていく必要があります。

農業用の用排水基幹施設については、排水では県営赤目川(昭和28年)、県営内谷川(昭和43年)、用水では国営(昭和40年)及び県営両総用水(昭和47年)、県営松瀧用水(昭和46年)が完成し、当地域の農業生産性は急速に向上しました。

しかしながら、これらの施設は、長い年月を経て老朽化が進み、維持管理費が高んでくるようになりました。また、近年の降雨は短時間集中型で増加傾向にあり、地盤沈下現象と相まって洪水・湛水被害が増大してきており、大規模な改修が求められています。

(2) 担い手農家数等

総農家戸数は6,388戸、専業農家13.0%、第1種兼業農家8.0%、第2種兼業農家57.0%、自給的農家が22.0%となっています。

さらに詳細に見ると、販売なし農家が363戸で全農家の6%を占めています。管内農業の担い手である農業従事者数は、14,105人、うち60歳以上は6,735人で47.7%と県平均47.3%をやや上回り、県平均に比べ高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者数は、5,521人、その内65歳以上の基幹的農業従事者は3,570人(64.7%)、さらにその内の女性は1,530人となっており管内農業の担い手強化が大きな課題となっています。

市町村長が地域農業の担い手として認定した農業経営改善計画数は、平成21年3月末現在263個人・法人で、このうち法人は27となっています。経営類型別に見ると、単一経営の水稻40、施設野菜22、施設花き9、果樹

11、畜産17、植木4となっています。また、稲作と施設野菜との複合経営で90、これ以外の複合経営で55、その他の経営15となっています。

なお、新規就農者は毎年5名程度が確保されている状況です。

(3) 農業産出額

平成18年の農業産出額は189億2千万円で、県対比4.7%となっています。部門別には米が62億4千万円(33.0%)、野菜71億2千万円(37.6%)、畜産32億8千万円(17.3%)、花き7億8千万円(4.1%)、果樹5億3千万円(2.8%)、その他9億7千万円(5.1%)と長生地域は米と野菜に特化しています。

販売金額規模別農家又は法人数は、500万円以上が503で販売農家等の約10%であり、その内1,000万円以上は235となっています。

勤労者世帯の収入総額12,277千円、うち実収入6,280千円(世帯人員3.23人、有業人員1.54人)と比較して、同額程度以上の収入を農業収入で得るには、所得率を30%程度とすると、2,000万円以上の販売高を上げることが必要で、そのような農業経営体は、82戸・法人が該当します。

(4) 主要作物生産の概況

水稻の作付面積は5,420ha(品種別作付割合:コシヒカリ83.5%、ふさこがね8.0%、ふさおとめ6.8%、ひとめぼれ0.5%)、収穫量は28,040tで千葉県下でも早場米産地となっています。米消費量の減退とともに供給過剰の状態は慢性的になっており、平成14年の米政策改革大綱実施以降、米価は自由市場において価格形成され、低落化傾向に一層の拍車がかかるようになっていきます。

昭和40年代から施設園芸が第一次農業構造改善事業などによって導入され、県下のモデルとなりました。その施設園芸では、面積5,000㎡以上の経営は34戸であり、サラダ菜、トマト、メロン、キュウリなどが栽培されています。特にトマトは周年出荷産地体制を有し、「ながいきトマト」として一年中取引が行われています。

果樹生産では、ナシを中心に栽培され一宮なしは全国的にも早期出荷され高値で取引されているものの、早期出荷分の幸水が終了すると価格は下がる傾向にあります。

平成19年以降、原油価格の高騰から暖房用燃料や農業資材価格が上昇していることに加え、中国を初めとする低価格野菜や世界各国からの新たな野菜類や果実類の輸入が増加する中で、新技術による低コスト化や新たな作物・品種などの導入による販売価格の上昇などの経営改善やさらには流通の合理化、販売促進等への対応が求められています。

このような農業情勢のもと、「販売チャネルの多様化」や「農産物の高付

加価値化」を目指して、20ヶ所の農産物直売所が開設され5つの農産物加工組織が設立されており、地域農産物等の有利販売と女性の起業や高齢者の新たな雇用の場となっています。

今後、さらに収益性の改善を図るには、加工による付加価値化や食品産業等の2次産業やホテル観光業等の3次産業との業務提携による「情報」「資本」「技術」「労働」「土地」の合理的な組み合わせを進めることが求められています。

ア 農 産

水稻の1戸当たりの栽培面積は1ha以下と小規模で、担い手の高齢化や減少、収益性の低下(10a当たり所得：県平均平成2年64,562円、平成19年31,017円)により、耕作放棄地が中山間地域を中心に増加しており、耕地面積の19.1%に及んでいます。

水稻における5ha以上の農家数は108戸で、水稻作付け農家の2.4%となっています。

水田農業の担い手として、管内には34の営農組合等が組織され、大型ライスセンター(7か所・処理面積780ha)、ミニライスセンター(14か所・処理面積515ha)を核とした水稻の受託作業や、ブロックローテーションによる集団転作で、小麦や大豆が栽培されています。また、法人化した集団が12組織あり、地域農業の担い手として効率的で安定した経営に努めています。

土地基盤整備をきっかけに集落営農組合を組織し、農地利用集積を図っている(農)グリーンファーム長南西部や(農)新治営農組合などの例もあり、中でも(農)長南町東部営農組合及び(農)関原営農組合では、集落内の農地を集積して計画的に利用する「特定農業法人」として活動しています。

また、(有)アグリテック441(よしい)では、水稻以外の品目としてより収益性の高いトウモロコシや食用ナバナ等を導入し、水田の高度利用に取り組んでいます。

小麦の栽培面積は93ha、大豆の栽培面積は151haで、茂原市・睦沢町・長南町では水稻とのブロックローテーションで集団転作が実施されています。

小麦は排水不良や作業の遅れ、病気の発生等で収量と品質の低下がみられ、大豆の収量は113kg/10aで県平均を下回っていますが、一部「ちばエコ農産物」の認証を受けた栽培もあり、消費者の要求する安全・安心を目指した生産に取り組んでいます。

イ 園 芸

平成18年度園芸部門の農業産出額は84億円であり、管内全体の農業産

出額の 44.5% を占め、県内でも有数の園芸産地となっています。

しかし、輸入農産物の増加（野菜の自給率：平成7年度85%、平成19年度81%）や、産地間競争の激化等による価格低迷、原油価格の高騰による暖房コストや資材等経費の増大等が経営を圧迫し、高齢化による担い手の減少と相まって栽培面積は、平成2年度を100とした平成18年度の面積割合を見ると、トマト80.7%、キュウリ70.2%、ネギ88.9%、タマネギ41.4%と年々減少し、産地の弱体化が懸念される状況です。

（ア）施設野菜

トマト、キュウリが国の野菜指定産地になっており、特にトマトは周年産地として栽培面積121haで生産量も多く、集選果施設「グリーンウェーブ長生」を通して中央市場に出荷されています。しかし、連作障害や土壌病害の発生で収量・品質が低下し、経営を圧迫しています。

また、白子町を中心に養液栽培を導入した経営では、雇用を確保して、サラダ菜3ha、小ネギ4.3ha、トマト3.4ha等大規模に営まれています。病害虫の発生や価格の低迷等で経営が不安定となっています。

イチゴは、リレー苗の導入等で育苗時の病害虫発生を防ぎ、直売やイチゴ狩りにも取り組んでいます。

（イ）露地野菜

茂原市を中心に栽培される秋冬ネギは、栽培面積136haですが、生産者の高齢化が進み、栽培面積が減少していることから、省力型品目の開発や作期拡大・安定販売を目的に新品種の産地化に取り組んでいます。

タマネギは、白子町・長生村の出荷組合を中心に41haで栽培されていますが、生産者の高齢化等により平成7年度に比較して平成17年度は63%に組合員が減少しており、産地維持のために、省力技術の普及や収穫体験等産地PRと消費拡大に取り組んでいます。

長南町・茂原市を中心に56haで栽培されているレンコンなどの地域特産品も栽培面積が減少しています。

（ウ）果樹

ナシの栽培面積は56haあり、栽培面積で1ha以上の農家は17戸となっています。幸水が50%、豊水30%、新高10%であり品種構成で労働の分散、収穫期間の延長を行っています。簡易被覆による早期出荷・大玉生産を進め、早期出荷産地として市場で高い評価を受けています。また、減農薬による環境にやさしい栽培法として、交信攪乱剤の設置にも取り組んでいます。しかしながら、担い手の高齢化、梨樹の老木化による生産量の低下や小玉化傾向が見られ、この対策として平成20年度は190a

で改植が行われました。

ナシ以外の新たな品目として、睦沢町や長柄町を中心にした、イチジク、ブルーベリーの導入を進め、市場や直売所出荷、観光農園など多様な販路による産地育成を図っています。

(エ) 花き

施設によりシクラメン 2.5 ha、バラ 3 ha、ガーベラ 3 ha 等が栽培され、先進技術を導入して市場ニーズに対応した経営が営まれています。また、各地で開設された直売所需要に応えることや女性の経営参画と起業家育成を目的に、女性農業者を中心にしたスプレーストックやユリ等の切り花栽培を推進しています。

既存の植木は消費構造の変化で需要が減少していますが、コニファー類の需要があり、規格品生産を中心に産地化を図っています。

花木は地元での販売を主目的に生産が増加しています。

ウ 畜産

当地域の畜産は酪農が中心となっており、飼養戸数 68 戸、飼養頭数 2,420 頭（県内シェア 5%）となっています。しかし、1 戸当りの飼養頭数は 35.6 頭と、県の 40.2 頭と比べて下回っています。これは、水田を中心とした複合経営が多いことや、ふん尿を還元する耕地が限られていることが考えられます。

また、その他の畜産では、肉用牛 7 戸、養豚 4 戸、養鶏 5 戸となっています。環境整備状況は比較的進んでおり、いわゆる「家畜排せつ物法」に基づく整備を完了した農家は全体の 9 割程度となっています。

エ 林業

当地域には 9,211 ha の森林が存在しており、そのうち人工林は 2,471 ha で、人工林率 26.8% となっています。

森林所有者の 8 割は保有山林が 3 ha 以下で、林家の多くは農業との複合経営を行っています。なお、管内では約 20 戸の林家で特用林産物である生シイタケを栽培し、その生産量は年間約 79 t 前後となっています。

間伐を中心とする保育作業の必要な森林は人工林の 4 齢級から 8 齢級で、約 449 ha 存在しますが、長期にわたる木材価格の低迷等により毎年実施されている間伐は僅か 10 ha 前後で推移していることから、適切な森林整備が図られておらず、木材生産も低迷しています。

しかし、県民の森林に対する意識は、地域環境保全の観点から里山を中心に森林の整備や利活用の必要性など森林・林業に対する関心が深まりつつあり、管内では現在 3 つの里山活動団体が森林所有者と活動協定を締結し、知

事の活動認定を受けて里山保全整備を図っており、今後も活動協定が増えることが期待されます。

また、管内の松林は、413haあり長生地域全民有林面積の4.5%に当たり、白子町から一宮町にかけての海岸線ほぼ全域にわたりクロマツが植栽され、飛砂及び潮害防備の機能を果たしているとともに南房総国立公園の一角を形成し、風致景観上欠くことができない重要な森林資源となっています。

しかしながら、近年、松くい虫による被害が拡大したため、防除と被害木の伐倒駆除が行われています。

主要施策の推進目標・方策

1 消費者に信頼される「長生(ながいき)ブランド」づくり

長生地域における農産物の販売については、米、トマト、メロン、ネギ、タマネギ、葉タマネギ、サラダ菜やナシなどは、JA長生により、一元集荷、共同販売が行われています。この他、個人や生産グループにより、食品流通業者等との契約栽培、地方青果市場や直売所への出荷など多様な取組みが展開されています。

この取組みを今後とも安定的に継続していくためには、引き続き消費者に信頼される農林畜産物を生産することが重要です。

そこで、新鮮で安全安心な長生地域産の農林畜産物を「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物と称し、生産・流通・販売に至る各段階で消費者などに信頼され支持されるように、(1)「長生(ながいき)ブランド」の確立と販売促進、(2)環境にやさしい農業の推進、(3)生産者と消費者で築く食の安全・安心、(4)食育による「農」への理解の推進、に取り組んでまいります。

(1)「長生(ながいき)ブランド」の確立と販売促進

ア 推進目標

「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物について、茂原七夕まつりなどの集客が見込めるイベントや県主催の商談会などでの試食販売やパンフレットなどによる宣伝活動並びに農産物直売所との連携による「千産千消」運動やJA長生との連携による首都圏・全国向けの「千産全消」運動の実践により、消費者や市場関係者などへの認知度を高めます。

また、長生地域農産物直売所ネットワーク活動への支援による直売所販売力の強化やちばエコ農産物販売協力店の登録推進による長生地域産農林畜産物の取扱店の増加により、消費者などへ「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物の認知度を高め、販売を促進させます。

イ 推進方策

- (ア)「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物の認知度向上のためのPR活動の実施
- (イ)生産者や直売所との連携による「千産千消」の推進
- (ウ)生産者やJA長生との連携による「千産全消」の推進
- (エ)長生地域農産物直売所ネットワークの活動強化
- (オ)ちばエコ農産物販売協力店の登録推進

(2)環境にやさしい農業の推進

ア 推進目標

環境にやさしい農業は、環境に対する負荷を軽減し持続可能な農業を展開す

るもので、安全・安心な「長生^(ながいき)ブランド」農産物生産の一つです。

土づくりを基本として、減農薬、減化学肥料による農産物生産技術の普及を図るとともに、持続農業法に基づくエコファーマーに取り組む生産者の拡大や本県独自の制度である「ちばエコ農産物」の生産が拡大するよう支援をして環境にやさしい農業を推進します。

また、消費者の関心の高い有機農業についても、適切に取り組まれるよう普及啓発を実施します。

イ 推進方策

- (ア) 環境にやさしい生産技術等の普及
- (イ) ちばエコ農産物の生産拡大への支援
- (ウ) ちばエコ農産物認証と情報発信
- (エ) エコファーマーの拡大
- (オ) 有機農業の啓発

(3) 生産者と消費者で築く食の安全・安心

ア 推進目標

農産物生産における農薬や肥料の適正な使用について生産者等を対象とする講習会等による指導啓発、JAグループが取り組んでいる「もっと安心農産物生産運動」や生産情報開示への支援、さらにはGAP(農産物の生産工程を管理する手法)の普及推進により、「長生^(ながいき)ブランド」農産物に対する消費者の信頼を確保してまいります。

また、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示ウォッチャーに委任された消費者と連携しながら、食品販売店等への定期的な巡回指導を行います。

イ 推進方策

- (ア) 農薬・肥料の適正使用の指導啓発
- (イ) JAグループが実施している「もっと安心農産物生産運動」等との連携
- (ウ) GAP(農業生産工程管理)の普及推進
- (エ) 適正な食品表示の推進

(4) 食育による「農」への理解の推進

ア 推進目標

「長生地域食育推進連絡会議」を構成する健康、教育、農林水産業など幅広い分野の関係者と連携して長生地域全体の食育活動を展開するとともに、地域に根ざした食育を実践するため、市町村ごとの食育推進計画の策定を支援

します。

また、食育に関心の高い個人や企業に食育ボランティアや食育サポート企業として登録いただき、これらの個人や企業の協力を得ながら、食育活動を推進します。

さらに、食育の実践を通して地域農林畜産業への理解と愛着を深め、学校給食への地元農林畜産物の利用を推進します。

イ 推進方策

- (ア) 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進
- (イ) 市町村食育推進計画策定への支援
- (ウ) 食育ボランティアや食育サポート企業による食育の推進
- (エ) 食育活動を通じた学校給食への地元農林畜産物の利用推進

2 担い手の育成と元気な産地づくり

長生地域農業の核となるべき認定農業者は、平成20年度末で281名(うち法人27組織)であり年々増加しており、主業農家に対する割合は管内平均で35.2%となっています。

しかしながら、主業農家の割合は、12.5%と県平均の半分程度と低く、地域農業を支えるには主業農家以外の多様な担い手が必要となっています。

一方、家族経営協定締結戸数は、平成20年度末で64戸と増加していますが伸びが低下しています。また、新規就農相談は年々増加しており、新規就農者は、ここ数年は5名前後となっています。

そこで、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図るため、(1)優れた経営体の育成、(2)新規就農相談窓口の活動強化、(3)新規就農者等の育成確保、(4)集落営農の推進に取り組んでまいります。

また、担い手への農地集積や新たな産地づくりの基礎となる農地基盤について、引き続き(5)農業土地基盤整備等の推進に取り組んでまいります。

さらに、担い手の減少、農産物価格の低下や農業資材費の上昇など産地の維持が危ぶまれる状況のもと、農業体系別に(6)水田農業の再生と生産力の強化、(7)施設園芸産地の維持強化、(8)露地野菜産地の維持強化と新品目の定着、(9)果樹産地の維持強化と新品目の定着、(10)花き産地の維持強化と新品目の定着を推進し、(11)畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大により畜産(酪農)の生産性の向上を図って、元気な産地づくりに取り組んでまいります。

(1) 優れた経営体の育成

ア 推進目標

担い手が確保され、次代に引き継げる農業・農村を形成するためには、若い人が希望をもって取り組める農業経営として、農業所得500万円以上を実現し、家族経営協定の締結等により、ゆとりのある農村生活の実現が重要です。

そのため、各市町村に設置されている地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りながら認定農業者及び意欲ある農業者の育成と経営の法人化を支援し、優れた経営感覚をもった農業経営体の育成に努めます。

また、地域の農業青年の指導や農業に取り組む青年の意欲と社会的評価を高めるため、指導農業士・農業士等の認証拡大にも努めます。

イ 推進方策

- (ア) 地域担い手育成総合支援協議会活動への支援
- (イ) 認定農業者等意欲ある農業経営体への経営確立支援
- (ウ) 家族経営協定の締結促進
- (エ) 個別経営体・組織経営体の法人化支援

(オ) 農業士・指導農業士への推薦促進

(2) 新規就農相談窓口の活動強化

ア 推進目標

新規就農については、農家の後継者に加えて、最近の厳しい経済情勢や農的な生活志向の高まりから、農外からの希望者が増加しています。

そこで、農林振興センター内に「新規就農相談窓口」を設置し、市町村、農業委員会及びJA長生と連携して、新規就農希望者に対する経営、技術、融資、就農農地等に関する相談や支援活動の強化に当たります。

イ 推進方策

- (ア) 新規就農にともなう相談事業の実施
- (イ) 認定就農者制度及び就農支援資金制度活用の支援
- (ウ) 就農農地の確保等に対する支援

(3) 新規就農者等の育成確保

ア 推進目標

長生地域の農業を持続的に発展させていくためには、新規就農者等を含めた多様な担い手の地域への定着化を図る必要があります

このため、管内の市町村・指導農業士等と連携を図り、農家の後継者をはじめ定年帰農者や新規参入者さらには企業等を含めた多様な新規就農者に対し、生産技術指導、経営管理技術指導及び地域との調整などの支援を通して、その育成確保を図ります。

イ 推進方策

- (ア) 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ
- (イ) 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成
- (ウ) 部門別活動強化による主体的に農業に取り組む青年の育成
- (エ) いきいき帰農者セミナー等による定年帰農者の就農支援
- (オ) 企業等の新規参入への支援

(4) 集落営農の推進

ア 推進目標

地域資源である農地や水を守ってきた集落機能が低下する中で、集落営農の担い手等が農業経営に専念できるよう、非耕作農家や非農家等を含めた集落全体で地域コミュニティを守るための農地の保全活用等の合意形成を進め、その地域の実情に即した集落営農を推進します。

また、農地の貸付事業等を行う市町村農地利用集積円滑化団体への支援によ

り、担い手への農地利用集積と担い手の機能強化に取り組めます。

イ 推進方策

(ア) 集落住民の合意形成の促進

(イ) 担い手への農用地利用集積の促進と機能強化

(5) 農業土地基盤整備等の推進

ア 推進目標

安定した水田農業に必要不可欠である基幹用水施設や基幹排水施設の整備を推進します。

国営両総用水、内谷川下流部及び新川の改修整備については、平成24年度の完成に向けて推進します。

また、近年の農業者の高齢化・後継者不足等の問題に対応するための土地基盤整備の推進を図るとともに、ほ場整備の完了地区において組織した「ほ場整備事業営農推進協議会」により、整備後のほ場における営農を推進します。

地盤沈下等による農地の湛水を未然に防止するための排水施設や老朽化したため池を整備し、災害の未然防止と安定的な用水確保を図ります。

整備済みの土地改良施設については、適切な管理と機能診断に基づく予防保全対策などを行う「ストックマネジメント」を推進します。

また、土地改良施設の適正な管理にとどまらず、適切な水・土地利用などに大きな役割が期待される土地改良区の健全な運営のために指導監督に努めます。

イ 推進方策

(ア) 両総茂原南、内谷川、新川地区等農業用排水施設の整備の推進

(イ) 土地基盤整備の推進

(ウ) 「ほ場整備事業営農推進協議会」によるほ場整備完了地区の営農推進

(エ) 白子第三、渋谷地区等農地防災施設整備の推進

(オ) 土地改良施設のストックマネジメント事業の推進

(6) 水田農業の再生と生産力の強化

ア 推進目標

地域農業の基幹として水田での米生産が大きなウエイトを占めております。

そこで、米の需給調整システムの新たな展開による制度のもとで、さらに売れる米づくりを追求するとともに、水田機能を活かして主食用以外の用途向けの米の生産拡大や裏作の導入により、活力ある水田農業の再生を図ります。

また、ほ場条件の整った水田では、面的な農地利用集積を促進し、高収量・低コスト生産による麦や大豆の生産振興を図ります。

イ 推進方策

- (ア) 新規需要米などの生産拡大に対応する既存施設の再整備
- (イ) 米戸別所得補償モデル対策の推進
- (ウ) 新規需要米の生産拡大や裏作の導入などによる水田の有効利用
- (エ) 生産性の高い栽培技術による麦・大豆の生産振興

(7) 施設園芸産地の維持強化

ア 推進目標

平成17年にトマト、メロン、キュウリ、ナシの集選果施設「グリーンウェーブ長生」が品質センサーを導入し、新たな施設として稼働しました。この機能を活用して有利販売を確立する必要があります。また、養液栽培を導入し規模拡大を図った経営では、投資効果を確認し、経営改善に結びつけることも重要です。さらに、設置後相当年数が経過したガラス温室については改善の必要となっている施設があります。

そのため、生産技術の改善、経営管理技術の向上はもとより、安全・安心な野菜生産に努めるとともに、消費者ニーズに対応した品種や品目の導入を推進します。また、市場出荷を中心にしながら、契約・直売・宅配・ネット販売など多様な販路に対応できる新たな生産・販売体制の整備により販売力の強化など総合的な産地支援を推進します。さらに、既存施設の改修等、生産基盤の整備への支援により、施設園芸産地の維持強化を図ります。

イ 推進方策

- (ア) 主要野菜（トマト、キュウリ、メロン）の経営改善支援
- (イ) 後継者を有する施設トマト生産者の規模拡大と養液栽培導入支援
- (ウ) 養液栽培等による大規模経営の経営安定支援
- (エ) 多様な販路に対応した販売対策の強化支援
- (オ) 既存施設の改修等への支援

(8) 露地野菜産地の維持強化と新品目の定着

ア 推進目標

秋冬ネギでは「長生のミニねぎ」の生産推進、多様な出荷形態の検討、値決め販売の導入などを行い産地の維持発展を図ります。

タマネギでは、葉タマネギの省力栽培技術の導入と、味の特徴を生かしたブランド化、産地PRと付加価値販売に結びつける「たまねぎ狩り」等の体験・観光農業を推進し、産地の維持発展を図ります。

高齢者や女性でも取り組める食用ナバナの生産拡大と共にバラ詰めや値決め販売などを推進し、新たな産地づくりを行います。

イ 推進方策

- (ア) 「ミニねぎ」の生産拡大支援
- (イ) ネギの出荷労力軽減のためのコンテナ出荷拡大支援
- (ウ) 省力化を目指したタマネギ定植機導入・普及支援
- (エ) 食用ナバナの栽培技術向上と栽培面積の拡大支援
- (オ) 計画的な生産と販路拡大による販売の促進

(9) 果樹産地の維持強化と新品目の定着

ア 推進目標

ナシの高品質生産技術の確立と、ナシとその他の果樹を組み合わせた複合経営の方向も検討しながら、ナシの有利販売と果樹経営の安定を図ります。

また、長柄町、睦沢町において、イチジクの栽培が開始されており、生産者の生産技術向上と販路開拓を図り、産地の活性化を推進します。

イ 推進方策

- (ア) ナシの改植と有望品種の導入推進
- (イ) 所得向上を目指した販売方法の検討
- (ウ) 直売向け果樹の栽培技術確立と商品化
- (エ) イチジク栽培の啓発と産地づくり支援

(10) 花き産地の維持強化と新品目の定着

ア 推進目標

消費者ニーズを先取りした、施設花き、直売花き、鉢花、植木等の生産・販売拡大を図ります。また、スプレーストックは新規品目として産地化を目指します。

イ 推進方策

- (ア) 施設花きの経営安定支援
- (イ) 直売花きの生産・販売拡大支援
- (ウ) 鉢花、植木等の生産・販売拡大支援
- (エ) ストック等の栽培面積の拡大支援

(11) 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大

ア 推進目標

長生地域の主要な畜産経営である酪農経営の安定のため、牛群検定の拡大による優良家畜の確保並びに自給飼料の生産基盤の拡大や耕畜連携による国産飼料資源を確保することにより、世界経済情勢に対応し得る足腰の強い酪農経営体の育成を目指します。

イ 推進方策

- (ア) 牛群検定の拡大による優良家畜の確保
- (イ) 自給飼料生産基盤の拡大
- (ウ) 耕畜連携による飼料資源の確保

3 「農林業」をベースに人々が輝く地域づくり

高齢化と混住化が進展する長生地域が、今後も活力を持っていきいきと輝き続けるためには、そこに暮らしている人々が健康で生きがいを持って農林業を活発に展開できることと、その源となる農地、森林等や豊かな自然について、その活用を図りながら確実に次代に引き継いでいくことが重要です。

そこで、地域で頑張っている人々とともに、(1)がんばる元気な地域づくりの推進、(2)都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進、(3)農商工連携の推進により、積極的に地域の活性化を図ってまいります。

また、農地、森林資源や豊かな自然の保全と活用のため、(4)安心して住める地域環境の保全・整備、(5)優良農地、林地の確保保全、(6)耕作放棄地の再生・利用促進、(7)森林整備と多面的機能の保全、(8)海岸松林の保全、(9)バイオマスの利活用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(1) がんばる元気な地域づくりの推進

ア 推進目標

認定農業者や女性農業者、高齢者や青年、さらには地域に暮らす人々が、持てる力を存分に発揮して地域づくりを分担するなど地域活性化のために主体的に行動が起こせるよう研修会の開催や計画作りさらには計画の実行に際し、市町村やJA長生等との連携のもと支援します。

また、農産物の加工・販売に取り組み、経済的な自立を目指す女性起業家や起業家グループ活動への支援により、元気な地域づくりを推進します。

イ 推進方策

(ア) 地域活性化のための研修会の開催

(イ) 地域資源を活用した地域活性化計画作りと実行への支援

(ウ) 元気な女性起業家の育成とネットワーク活動強化への支援

(2) 都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進

ア 推進目標

長生地域には、都市住民と農村住民との交流の場となる特色のある自然環境、観光施設・農園、宿泊施設、農産物直売所並びに地域が育んできた伝統文化やイベント等があり、これらを取りまとめた「長生感動クロスオーバー百選」として活用を図ってきたところです。しかしながら、最近の厳しい経済情勢のもと廃止を余儀なくされたものがある一方、新たな取り組みとして始まったものがあります。

そこで、この「百選」の見直しを行い、今後のグリーン・ブルーツーリズムへの活用を図ります。

また、四季により変化する農林業資源と都市住民との橋渡し役として最も適

している農産物直売所の受け入れ体制を整備してグリーン・ブルーツーリズムを推進します。

イ 推進方策

- (ア) 「長生感動クロスオーバー百選」の見直しと活用
- (イ) 直売所を核としたグリーン・ブルーツーリズム受入れ体制整備

(3) 農商工連携の推進

ア 推進目標

農林畜産物の生産・加工・販売を農業者が一貫して行う6次産業化による農業・農村振興策が各地で試みられています。

しかしながら、専門的な技術・情報・経験を持った地域内の2次産業、3次産業とのコラボレーション(農商工連携)は、お互いの利点を活用し合い、また弱点を補い合うことで、より早く確かな成果が得られ、地域全体を活性化させることとなります。

国や県においても地域活性化の観点から、農商工連携に対する支援制度を充実させています。

そこで、農商工連携に関する情報をより早く収集・発信するため、農林振興センター内に農商工連携相談窓口を設置します。

また、相談窓口などで得た情報をもとに、地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発を、農業者や関連事業者と連携して推進します。

イ 推進方策

- (ア) 農商工連携相談窓口の設置と情報発信
- (イ) 農商工連携による地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発

(4) 安心して住める地域環境の保全・整備

ア 推進目標

人々が衛生的な環境で安全・安心な暮らしを営み、安定した農業生産が行えるようにすることは、地域づくりの基本となります。

そこで、農業集落におけるし尿や生活雑排水等の処理を行う農業集落排水事業の推進、農地や農業用水等の資源を地域ぐるみで守る「農地・水・環境保全向上対策」の取組み及び中山間地域における農業生産の維持等に取り組む集落活動への支援並びにイノシシなどの有害鳥獣被害の防止対策の推進により、農村生活並びに農業生産環境の保全整備を推進します。

イ 推進方策

- (ア) 農業集落排水事業等の推進

- (イ) 農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織への支援
- (ウ) 中山間地域等直接支払い制度に取り組む集落への支援
- (エ) 有害鳥獣対策の推進

(5) 優良農地、林地の確保保全

ア 推進目標

優良な農地・林地は貴重な生産基盤であるとともに、手入れの行き届いた農地・林地は優れた農村景観を形成し、心ゆたかにしてくれます。

農地の違反転用は優良農地の保全に支障を来し、農業生産環境の悪化等の問題を生じさせることから、平成21年12月に改正された農地法の周知徹底を図るとともに、違反転用防止の啓発活動並びに関係機関との連携や定期的な巡回パトロールによる違反の早期発見と迅速な是正措置を講じます。

さらに、森林の違法開発・伐採、廃棄物不法投棄など、森林の公益的機能の発揮に支障を来す行為や災害の発生が懸念される行為について、早期発見と迅速な是正措置を講じます。

イ 推進方策

- (ア) 改正農地法の周知と適正な執行
- (イ) 違反転用及び違反開発の早期発見と是正指導の実施

(6) 耕作放棄地の再生・利用促進

ア 推進目標

年々増加する耕作放棄地の発生を未然に防止し、解消を図ることは食料自給率の向上等、農業振興上はもとより地域環境を改善する面からも重要です。

このため、市町村ごとに設置された耕作放棄地対策協議会による活動、耕作放棄地活用応援団との協働作業や補助制度の活用など地域ごとの実情に合わせた耕作放棄地の再生や利用促進を図ります。

イ 推進方策

- (ア) 市町村耕作放棄地対策協議会の活動に対する支援
- (イ) 耕作放棄地活用応援団の活動支援
- (ウ) 耕作放棄地再生のための各種補助制度の活用支援

(7) 森林整備と多面的機能の保全

ア 推進目標

当地域の森林は、小規模な民有林が多くを占めていることから、その保全整備を図るため森林施業計画等に基づく集約的な整備を推進します。加えて、森林整備の担い手不足を補うため、森林組合受託面積を拡大するなど、森林整備

の効率的、計画的な推進を図ります。

また、水源のかん養、環境保全機能の発揮、CO₂吸収及び森林浴利用など、多様化する県民のニーズ対応するため、様々な形で県民が森林やみどりに関わられるよう条件整備を推進し、森林やみどりを活用した森林環境教育を推進します。

イ 推進方策

- (ア) 森林施業計画等に基づく集約的な整備の推進
- (イ) 森林整備組織の体質強化に向けた支援
- (ウ) 里山の保全・整備及び活用の促進と森林環境教育の推進

(8) 海岸松林の保全

ア 推進目標

九十九里海岸に広がる海岸松林は、かつては砂防林として植林され、海岸の白砂とも相まって独特の美しい景観を形成していましたが、残念ながら、現在は連続する美しい景観が損なわれています。残存する海岸松林の有する森林としての機能を維持するため、松くい虫の防除、被害木の伐倒駆除、被害跡地の再整備を推進します。

イ 推進方策

- (ア) 松くい虫の被害防止のための防除並びに被害木駆除の推進
- (イ) 被害跡地の再整備の推進

(9) バイオマスの利活用の推進

ア 推進目標

地域内の主なバイオマス(生物由来の有機性循環資源)には、稲わらや野菜不可食部などの農場残渣、間伐材や被害木などの木質系循環資源及び家畜排せつ物があります。

地球温暖化防止とバイオマスの有効活用による地域活性化を図るため、各循環資源の発生状況を把握し、循環資源毎の特性を生かした利活用が図れるよう推進します。

イ 推進方策

- (ア) 農場残渣、木質系循環資源の発生量の把握と利用促進
- (イ) 家畜排せつ物の資源としての利用促進
- (ウ) 資源循環型農業の啓発、普及

地域力を発揮して目指す長生地域農林業の指標

基本目標	第三次振興方針の指標						
	指 標	単 位	現 状		目標又は目安		備 考
				年度		年度	
1 「長生ブランド」づくり 消費者に信頼される	ちばエコ農産物販売協力店数	店舗数	13	20	20	24	
	ちばエコ農産物栽培面積	ha	400.0	20	440.0	24	
	エコファーマー認定数	人	217	20	230	24	
	市町村食育推進計画策定数	策定市町村数	0	20	7	24	
2 担い手の育成と元気な産地づくり	認定農業者数	人	281	20	300	24	
	家族経営協定数	戸	64	20	85	24	
	集落営農組織数	組織数	30	20	35	24	
	農地利用集積率（作業受託を含む）	%	15.9	20	17.0	24	
	農業用排水施設の整備後の効果発生面積	ha	693	20	1,536	24	
	土地改良施設の機能診断、保全計画の策定数	箇所数	-	20	5	24	
	新規需要米作付面積	ha	1.4	20	100.0	24	
	新品目・新品種導入面積	ha	9.8	20	12.0	24	
3 人々が輝く地域づくり 「農林業」をベースに	農村女性起業家300万円以上販売者数	販売者数	10	20	13	24	
	農地・水・環境対策取組組織数	組織数	27	20	30	24	
	遊休農地利活用面積	ha	3.2	20	100.0	24	
	森林施業計画の認定面積	ha	36.0	20	120.0	24	
	里山条例に基づく里山活動協定件数	件数	4	20	5	24	

長生地域農林業振興方針（平成 22～24 年度）体系図

～ 活気ある地域農林業を目指して～

長生農林振興センター
平成 22 年 3 月

現状と課題

長生ブランドの認知度の向上
食の安全・安心への対応

担い手の減少・高齢化、後継者不足
農産物価格の低迷
既存園芸産地の維持強化

耕作放棄地の増加
イノシシ等有害鳥獣被害の増加
森林・海岸松林の保全と再生

・ 総農家数	(H7) 7,893 戸	(H17) 6,388 戸
・ 農業従事者数	(H7) 20,571 人	(H17) 14,105 人
・ 60歳以上の構成比	41.4 %	47.7 %
・ 耕地面積	(H7) 11,100 ha	(H17) 9,980 ha
・ 耕作放棄地面積	(H7) 751 ha	(H17) 1,906 ha

基本目標

消費者に信頼される
長生ブランドづくり

エコファーマー認定数
217人 230人

担い手の育成と
元気な産地づくり

認定農業者数
281人 300人
用排水施設の効果発生面積
693ha 1,536ha

「農林業」をベースに
人々が輝く地域づくり

農地・水・環境向上対策取組組織数
27組織 30組織

長生ブランドのPRと販路の拡大

長生ブランドの確立と販売促進

- ・ 認知度向上を目指した PR 活動
- ・ 生産者、直売所、との連携による千産千消の推進
- ・ 生産者や JA 長生との連携による千産全消の推進
- ・ 直売所ネットワークの活動強化

食の安全・安心の確保

環境にやさしい農業の推進

- ・ 環境に優しい生産技術等の普及
- ・ ちばエコ農産物の生産拡大
- ・ エコファーマーの拡大
- ・ 有機農業の啓発

生産者と消費者で築く食の安全・安心

- ・ 農薬・肥料の適正使用の啓発・指導
- ・ JAS 法に基づく適正な食品表示の啓発・指導
- ・ GAP の普及推進

食育による「農」への理解の推進

- ・ 市町村食育推進計画の策定支援
- ・ 「長生地域食育推進連絡会議」による事業の推進
- ・ 食育ボランティア、サポート企業等との連携
- ・ 学校給食への地元農林畜産物の利用推進

長生農業を支える担い手の育成・確保

優れた経営体の育成

- ・ 地域担い手育成総合支援協議会活動への支援
- ・ 認定農業者等への経営確立支援
- ・ 家族経営協定の締結促進
- ・ 組織経営体等の法人化支援

集落営農の推進

- ・ 集落住民の合意形成の促進
- ・ 担い手への農地利用集積の促進と機能強化

農業土地基盤整備等の推進

- ・ 両総茂原南、内谷川、新川地区等農業用排水施設の整備の推進
- ・ 「ほ場整備事業営農推進協議会」による完了地区への効果的な営農推進の実施
- ・ 土地改良施設のストックマネジメント事業の推進

既存産地の維持強化と新たな産地の育成

水田農業の再生と生産力の強化

- ・ 新規需要米の拡大に対応する既存施設の再整備
- ・ 米戸別所得補償モデル対策の推進
- ・ 生産性の高い栽培技術による麦・大豆の生産振興

露地野菜産地の維持強化と新品目の定着

- ・ ミニねぎの生産拡大支援
- ・ タマネギの省力化機械の導入・普及支援
- ・ 食用ナバナの栽培技術向上と面積の拡大

花き産地の維持強化と新品目の定着

- ・ 施設花きの経営安定化支援
- ・ 直売花き・鉢花・植木等の生産・販売拡大
- ・ ストック等の栽培面積の拡大

新規就農相談窓口の活動強化

- ・ 新規就農にともなう相談事業の実施
- ・ 認定就農者制度及び就農支援資金制度の活用支援
- ・ 就農農地の確保等に対する支援

新規就農者等の育成確保

- ・ 「農業経営体セミナー」等による青年農業者の育成
- ・ 「いきいき帰農者セミナー」等による定年帰農者の支援

施設園芸産地の維持強化

- ・ 主要野菜(トマト・メロン・キュウリ)の経営改善
- ・ 養液栽培等による大規模経営安定支援
- ・ 既存施設の改修等への支援

果樹産地の維持強化と新品目の定着

- ・ ナシの改植と有望品種の導入推進
- ・ イチジク栽培の産地づくり支援
- ・ 所得向上を目指した販売方法の検討

畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大

- ・ 牛群検定の拡大による優良家畜の確保
- ・ 自給飼料の生産基盤の拡大
- ・ 耕畜連携による飼料資源の確保

地域の活性化

頑張る元気な地域づくり

- ・ 地域活性化のための研修会の開催
- ・ 元気な女性起業家の育成とネットワーク活動強化を支援

都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進

- ・ 「長生感動クロスオーバー百選」の見直し
- ・ 直売所を核とした GBT を推進

農商工連携の推進

- ・ 相談窓口の設置と情報発信
- ・ 地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発

農地と森林の保全と活用

安心して住める地域環境の保全・整備

- ・ 農業集落排水事業等の推進
- ・ 農地・水・環境向上対策、中山間直接支払制度への支援
- ・ 有害鳥獣対策の推進

優良農地、林地の確保保全

- ・ 改正農地法の適正な執行
- ・ 違反開発の早期発見と迅速な是正措置の実施

耕作放棄地の再生・利用促進

- ・ 市町村耕作放棄地対策協議会の活動支援
- ・ 補助制度を活用した再生の推進

森林整備と多面的機能の保全

- ・ 森林 里山の計画的な整備
- ・ 森林環境教育の推進

海岸松林の保全

- ・ 松くい虫の防除、被害木の駆除、被害跡地の再整備

バイオマス利活用の推進

- ・ 農場残渣、木質系循環資源の利用促進
- ・ 家畜排せつ物の資源としての利用促進

主要施策の展開方向

推進方策ごとの担当部署一覧

: 主担当 : 補助担当
 企画: 企画振興課 普及: 改良普及課
 整備: 地域整備課 指導: 指導管理課

主要施策	推進方策	担当部署			
		企画	普及	整備	指導
1 消費者に信頼される「長生(ながいき)ブランド」づくり					
(1) 「長生(ながいき)ブランド」の確立と販売促進	(ア) 「長生(ながいき)ブランド」農林畜産物の認知度向上のためのPR活動の実施				
	(イ) 生産者や直売所との連携による「千産千消」の推進				
	(ウ) 生産者やJA長生との連携による「千産全消」の推進				
	(エ) 長生地域農産物直売所ネットワークの活動強化				
	(オ) ちばエコ農産物販売強力店の登録推進				
(2) 環境にやさしい農業の推進	(ア) 環境にやさしい生産技術等の普及				
	(イ) ちばエコ農産物の生産拡大への支援				
	(ウ) ちばエコ農産物認証と情報発信				
	(エ) エコファーマーの拡大				
	(オ) 有機農業の啓発				
(3) 生産者と消費者で築く食の安全・安心	(ア) 農薬・肥料の適正使用の指導啓発				
	(イ) JAグループが実施している「もっと安心農産物生産運動」等との連携				
	(ウ) GAP(農業生産工程管理)の普及推進				
	(エ) 適正な食品表示の推進				
(4) 食育による「農」への理解の推進	(ア) 「長生地域食育推進連絡会議」による食育事業の推進				
	(イ) 市町村食育推進計画策定への支援				
	(ウ) 食育ボランティアや食育サポート企業による食育の推進				
	(エ) 食育活動を通じた学校給食への地元農林畜産物の利用推進				
2 担い手の育成と元気な産地づくり					
(1) 優れた経営体の育成	(ア) 地域担い手育成総合支援協議会活動への支援				
	(イ) 認定農業者等意欲ある農業経営体への経営確立支援				
	(ウ) 家族経営協定の締結促進				
	(エ) 個別経営体・組織経営体の法人化支援				
	(オ) 農業士・指導農業士への推薦促進				
(2) 新規就農相談窓口の活動強化	(ア) 新規就農にともなう相談事業の実施				
	(イ) 認定就農者制度及び就農支援資金制度活用の支援				
	(ウ) 就農農地の確保等に対する支援				

主要施策	推進方策	担当部署			
		企画	普及	整備	指導
(3) 新規就農者等の育成確保	(ア) 新規就農青年の把握と研修参加の呼びかけ				
	(イ) 農業経営体育成セミナー等による青年農業者の育成				
	(ウ) 部門別活動強化による主体的に農業に取り組む青年の育成				
	(エ) いきいき帰農者セミナー等による定年帰農者の就農支援				
	(オ) 企業等の新規参入への支援				
(4) 集落営農の推進	(ア) 集落住民の合意形成の促進				
	(イ) 担い手への農用地利用集積の促進と機能強化				
(5) 農業土地基盤整備等の推進	(ア) 両総茂原南・内谷川・新川地区等農業用排水施設の整備の推進				
	(イ) 土地基盤整備の推進				
	(ウ) 「ほ場整備事業営農推進協議会」によるほ場整備完了地区の営農推進				
	(エ) 白子第三・渋谷地区等農地防災施設整備の推進				
	(オ) 土地改良施設のストックマネジメント事業の推進				
(6) 水田農業の再生と生産力の強化	(ア) 新規需要米などの生産拡大に対応する既存施設の再整備				
	(イ) 米戸別所得補償モデル対策の推進				
	(ウ) 新規需要米の生産拡大や裏作の導入などによる水田の有効利用				
	(エ) 生産性の高い栽培技術による麦・大豆の生産振興				
(7) 施設園芸産地の維持強化	(ア) 主要野菜(トマト、キュウリ、メロン)の経営改善支援				
	(イ) 後継者を有する施設トマト生産者の規模拡大と養液栽培導入支援				
	(ウ) 養液栽培等による大規模経営の経営安定支援				
	(エ) 多様な販路に対応した販売対策の強化支援				
	(オ) 既存施設の改修等への支援				
(8) 露地野菜産地の維持強化と新品目の定着	(ア) 「ミニねぎ」の生産拡大支援				
	(イ) ネギの出荷労力軽減のためのコンテナ出荷拡大支援				
	(ウ) 省力化を目指したタマネギ定植機導入・普及支援				
	(エ) 食用ナバナの栽培技術向上と栽培面積の拡大支援				
	(オ) 計画的な生産と販路拡大による販売の促進				
(9) 果樹産地の維持強化と新品目の定着	(ア) ナシの改植と有望品種の導入推進				
	(イ) 所得向上を目指した販売方法の検討				
	(ウ) 直売向け果樹の栽培技術確立と商品化				
	(エ) イチジク栽培の啓発と産地づくり支援				
(10) 花き産地の維持強化と新品目の定着	(ア) 施設花きの経営安定支援				
	(イ) 直売花きの生産・販売拡大支援				

主要施策	推進方策	担当部署			
		企画	普及	整備	指導
(10) 花き産地の維持強化と新品目の定着	(ウ) 鉢花、植木等の生産・販売拡大支援				
	(エ) ストック等の栽培面積の拡大支援				
(11) 畜産経営の安定と自給飼料の生産拡大	(ア) 牛群検定の拡大による優良家畜の確保				
	(イ) 自給飼料生産基盤の拡大				
	(ウ) 耕畜連携による飼料資源の確保				
3 「農林業」をベースに人々が輝く地域づくり					
(1) がんばる元気な地域づくりの推進	(ア) 地域活性化のための研修会の開催				
	(イ) 地域資源を活用した地域活性化計画作りと実行への支援				
	(ウ) 元気な女性起業家の育成とネットワーク活動強化への支援				
(2) 都市と農村の交流の場を活用したツーリズムの推進	(ア) 「長生感動クロスオーバー百選」の見直しと活用				
	(イ) 直売所を核としたグリーン・ブルーツーリズム受入れ体制整備				
(3) 農商工連携の推進	(ア) 農商工連携相談窓口の設置と情報発信				
	(イ) 農商工連携による地域農林畜産物を使った新たな特産品の開発				
(4) 安心して住める地域環境の保全・整備	(ア) 農業集落排水事業等の推進				
	(イ) 農地・水・環境保全向上対策に取り組む活動組織への支援				
	(ウ) 中山間地域等直接支払い制度に取り組む集落への支援				
	(エ) 有害鳥獣対策の推進				
(5) 優良農地、林地の確保保全	(ア) 改正農地法の周知と適正な執行				
	(イ) 違反転用及び違反開発の早期発見と是正指導の実施				
(6) 耕作放棄地の再生・利用促進	(ア) 市町村耕作放棄地対策協議会の活動に対する支援				
	(イ) 耕作放棄地活用応援団の活動支援				
	(ウ) 耕作放棄地再生のための各種補助制度の活用支援				
(7) 森林整備と多面的機能の保全	(ア) 森林施業計画等に基づく集約的な整備の推進				
	(イ) 森林整備組織の体質強化に向けた支援				
	(ウ) 里山の保全・整備及び活用の促進と森林環境教育の推進				
(8) 海岸松林の保全	(ア) 松くい虫の被害防止のための防除並びに被害木駆除の推進				
	(イ) 被害跡地の再整備の推進				
(9) バイオマスの利活用の推進	(ア) 農場残渣・木質系循環資源の発生量の把握と利用促進				
	(イ) 家畜排せつ物の資源としての利用促進				
	(ウ) 資源循環型農業の啓発、普及				

参考資料

表 - 1	長生地域の土地利用・市町村別地目面積.....	29
表 - 2	耕地面積及び耕作放棄地面積.....	29
表 - 3	各農林振興センター別総面積・農業産出額・農家数.....	30
表 - 4	地域別販売農家の耕作放棄地面積.....	30
表 - 5	農振・農用地の面積.....	31
表 - 6	土地基盤の整備状況.....	32
表 - 7	専業別農家数の推移	33
表 - 8	農家率及び農家人口率	33
表 - 9	農家人口と農業従事者数	33
表 - 10	経営耕地面積規模別農家数	34
表 - 11	農業産出額の推移	34
表 - 12	農業産出額からみた長生地域の県内位置	35
表 - 13	生産農業所得の推移	35
表 - 14	農産物販売金額規模別農家数	36
表 - 15	水稻の生産動向	37
表 - 16	水稻の品種別作付動向	37
(表 - 17)	小麦の生産動向	37
表 - 18	主要野菜の栽培動向	38
表 - 19	いも類の生産動向	39
表 - 20	豆類の生産動向	39
表 - 21	主要果樹の栽培動向	39
表 - 22	主要花きの栽培動向	40
表 - 23	施設設置状況	40
表 - 24	家畜の飼養動向	40
表 - 25	農業経営改善計画の営農類型別認定状況.....	41
表 - 26	市町村別農用地利用権設定等の状況.....	42
表 - 27	利用権設定等面積の推移	43
表 - 28	農地法3条の許可状況	43
表 - 29	農地転用の状況	43
表 - 30	長生地域の林業	43
表 - 31	林地面積	43
表 - 32	森林資源の現況	44
表 - 33	栽培方法別生しいたけの生産量の推移	44
表 - 34	地域森林計画対象民有林の人工林年齢別面積	44
表 - 35	保有林規模別林家数	44
表 - 36	森林組合の状況	44
表 - 37	造林・間伐の推移	45
表 - 38	松くい虫被害及び駆除量の推移	45
表 - 39	管内市町村野菜指定関係	45
表 - 40	管内関係団体一覧 管内土地改良区一覧表	46
表 - 41	農業関係団体一覧	47
表 - 42	千葉県型集落営農組織一覧	48
表 - 43	農地・水・環境保全向上対策実施地区一覧	49
(参考)	市町村の概要	50
(参考)	千葉県長生農林振興センター組織図・主な業務内容	50
	用語の解説	52

表 - 1 長生地域の土地利用（平成20年）（単位：百 ha・%）

	総面積	農地	山林	宅地	その他
長生地域 （構成比）	327 (100)	113 (35)	70 (21)	37 (11)	106 (32)
千葉県 （構成比）	5,155 (100)	1,504 (29)	1,043 (20)	762 (15)	1,846 (36)

（千葉県統計年鑑）

市町村別地目面積（平成20年）

（単位：ha）

市町村	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
茂原市	10,001	2,388	1,315	1,781	56	1,436	4	95	746	2,181
一宮町	2,302	476	324	294	1	509	-	42	162	495
睦沢町	3,559	719	194	246	-	1,041	39	153	376	792
長生村	2,832	928	526	449	33	235	-	43	113	506
白子町	2,746	875	578	415	1	137	-	13	167	561
長柄町	4,720	725	487	254	113	1,549	29	101	324	1,140
長南町	6,538	1,366	436	305	-	2,102	22	315	575	1,417
計	32,698	7,477	3,859	3,743	203	7,008	93	761	2,463	7,092
県	515,541	86,538	63,906	76,219	1,069	104,326	669	13,325	36,201	133,287

（千葉県統計年鑑）

表 - 2 耕地面積及び耕作放棄地面積

（単位：ha・%）

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	備考
耕地面積		11,400	11,100	10,500	9,980	
内 訳	田	7,840	7,680	7,260	6,960	
	畑	3,570	3,420	3,270	3,020	
	水田率	68.8	69.2	69.1	69.7	
農家1戸当たり 平均耕作面積（a）		130	141	149	156	
耕作放棄地面積 （ha）		825	751	1,065	1,906	

（作物統計）（農林業センサス）

表 - 3 各農林振興センター別総面積・農業産出額・農家数

振興センター名	総面積 (h a)	産出額 (億円)	農家数 (戸)
千葉	71,254	282.0	9,043
東葛飾	53,978	567.2	8,861
印旛	69,160	679.9	11,539
香取	40,100	544.7	8,460
海匝	31,556	771.2	7,075
山武	42,788	456.1	9,242
長生	32,698	200.7	6,388
夷隅	40,646	110.9	4,311
安房	57,689	311.6	8,698
君津	75,778	299.8	8,493
県	515,661	4224.0	82,101

千葉県農林水産業の動向 18年度版

表 - 4 地域別販売農家の耕作放棄地面積

各農林振興センター別販売農家の耕作放棄地面積等 (単位：a・%)

振興センター名	耕作放棄地面積	経営耕地面積	耕作放棄地比率
千葉	62,531	644,647	9.7
東葛飾	48,638	760,463	6.4
印旛	99,823	1,732,633	5.8
香取	74,570	1,370,759	5.4
海匝	57,872	1,149,492	5.0
山武	85,085	1,284,563	6.6
長生	82,634	631,064	13.1
夷隅	48,933	387,726	12.6
安房	54,573	515,000	10.6
君津	69,466	711,403	9.8
県	684,125	9,187,750	7.4

(農林業センサス)

市町村別販売農家の耕作放棄地面積等 (単位：a・%)

市町村	耕作放棄地面積	経営耕地面積	耕作放棄地比率
茂原市	26,315	203,277	12.9
一宮町	5,704	49,012	11.6
睦沢町	5,793	55,888	10.4
長生村	12,950	90,971	14.2
白子町	8,760	102,848	8.5
長柄町	9,707	46,115	21.1
長南町	13,405	83,166	16.1
計	82,634	631,064	13.5

(農林業センサス)

表 - 5 農振・農用地の面積

[農業振興地域の面積]

(平成20年12月1日現在 単位: ha)

市町村	農業 振興地域	総面積	農 用 地					混牧 林地	農業用施 設用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他
			農地			採草 放牧地	計				
			田	畑	樹園地						
茂原市	茂原	8,421	2,474	1,314	0	0	3,788	0	27	1,639	2,967
一宮町	一宮	2,130	455	228	58	12	753	0	1	577	799
睦沢町	睦沢	3,559	779	242	0	36	1,057	0	7	1,130	1,365
長生村	長生	2,347	972	469	6	0	1,447	0	3	266	631
白子町	白子	2,500	877	578	0	0	1,455	0	21	131	893
長柄町	長柄	4,584	782	312	72	34	1,200	0	1	1,773	1,610
長南町	長南	6,538	1,233	310	14	22	1,579	0	2	2,442	2,515
長生地域合計		30,079	7,572	3,453	150	104	11,279	0	62	7,958	10,780
県合計		397,106	85,332	53,913	3,142	1,292	143,679	18	887	127,601	124,921

出典は、農林水産部農地課「農業振興地域管理状況調査」より

[農用地区域の面積]

(平成20年12月1日現在 単位: ha)

市町村	農業 振興地域	総面積	農 用 地					混牧 林地	農業用施 設用地	混牧林地 以外の山 林原野	その他
			農地			採草 放牧地	計				
			田	畑	樹園地						
茂原市	茂原	2,780	1,977	776	0	0	2,753	0	27	0	0
一宮町	一宮	573	361	152	47	12	572	0	1	0	0
睦沢町	睦沢	687	593	58	0	29	680	0	7	0	0
長生村	長生	1,173	849	321	0	0	1,170	0	3	0	0
白子町	白子	1,213	827	365	0	0	1,192	0	21	0	0
長柄町	長柄	686	521	155	0	9	685	0	1	0	0
長南町	長南	946	856	68	0	22	946	0	0	0	0
長生地域合計		8,058	5,984	1,895	47	72	7,998	0	60	0	0
県合計		105,151	70,174	30,096	47	1,116	103,186	0	692	0	0

出典は、農林水産部農地課「農業振興地域管理状況調査」より

表 - 6 土地基盤の整備状況

水田の整備状況

単位：a

区分	茂原市	一宮町	睦沢町	長柄町	長南町	白子町	長生村	合計
全体面積	259,980	45,480	74,650	78,200	123,000	87,700	97,400	766,410
うち、農振農用地面積	198,870	36,220	59,350	52,160	85,800	82,700	85,000	600,100
うち、30a規模の整備済み面積	28,680	21,240	49,050	42,740	50,320	51,900	54,070	298,000
うち、1ha程度以上の整備済み面積	0	0	0	0	0	1,800	0	1,800
未整備面積	170,190	14,980	10,300	9,420	35,480	29,000	30,930	300,300
整備率(%)	14	59	83	82	59	63	64	50

(長生農林振興センター調べ)

畑の整備状況

単位：a

区分	茂原市	一宮町	睦沢町	長柄町	長南町	白子町	長生村	合計
全体面積	149,633	29,810	20,610	41,800	31,000	57,800	47,900	378,553
うち、農振農用地面積	78,170	21,280	5,770	16,450	6,800	36,700	32,600	197,770
うち、30a規模の整備済み面積	47,020	8,050	3,080	0	3,350	36,700	24,910	123,110
未整備面積	31,150	13,230	2,690	16,450	3,450	0	7,690	74,660
整備率(%)	60	38	53	0	49	100	76	62

(長生農林振興センター調べ)

水田の整備率

水田を対象に標準区画30aで整備され、かつ、稲作以外の作物を取り入れた複合経営が成り立つよう必要な土地基盤の条件整備(排水路整備、暗渠排水整備等)を行った水田面積の合計が農振農用地全体面積に占める率

畑の整備率

畑地等を対象に、ほ場整備により10a以上に整備された合計が農振農用地全体面積に占める率

表 - 7 専兼業別農家数の推移

(単位：戸・%)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	備 考
総農家戸数		9,602 (100)	8,754 (100)	7,893 (100)	7,043 (100)	6,388 (100)	
内 訳	専 業	1,072 (11)	986 (11)	743 (9)	786 (11)	828 (13)	
	第 1 種兼業	1,153 (12)	840 (10)	708 (9)	637 (9)	500 (8)	
	第 2 種兼業	7,377 (77)	6,928 (79)	5,458 (69)	4,482 (64)	3,628 (57)	
	自給的農家			984 (13)	4,482 (64)	1,432 (22)	

17 年は林家を含む(農林業センサス)

表 - 8 農家率及び農家人口率

(単位：戸・人・%)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	備 考
総世帯数	37,806	41,879	48,344	54,672	54,504	
総農家戸数	9,602	8,754	7,893	7,043	6,388	
農家率	25.4	20.9	16.3	12.9	11.7	
総人口	137,954	145,680	157,772	163,386	158,533	
総農家人口	45,882	41,617	36,663	31,908	14,105	17 年は販売農家の農業従事者数
農家人口率	33.3	28.6	23.2	19.5	8.9	

(千葉県統計年鑑)農林業センサス)

表 - 9 農家人口と農業従事者数

(単位：戸・%)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	備 考
農 家 人 口 (農家人口率)	45,954 (33.3)	41,617 (28.6)	36,663 (23.2)	31,908 (19.5)	14,105 (8.9)	17 年は販売農家の 農業従事者数
農業従事者数 (60 歳以上の構成比)	24,517 (27.3)	22,676 (35.4)	20,571 (41.4)	19,427 (45.1)	14,105 (47.7)	17 年の 60 歳以上 6,735 人
基幹的農業従事者数 (農業従事者数に占める割合)	13,125 (53.5)	6,560 (28.9)	6,127 (29.8)	4,218 (21.7)	5,521 (39.1)	

(農林業センサス)

表 - 1 0 経営耕地面積規模別農家数

(単位：戸・%)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	備 考
経 営 耕 地 面 積	0.3ha 未満 (例外設定含む)	1,055 (11)	1,106 (13)	29 (0)	21 (0)	74 (1)	(構成比)
	0.3ha ~ 0.5ha	1,427 (16)	1,300 (15)	1,185 (15)	1,003 (14)	847 (13)	
	0.5ha ~ 1.0ha	3,389 (35)	3,063 (35)	2,655 (34)	2,346 (34)	1,920 (30)	
	1.0ha ~ 1.5ha	2,062 (21)	1,722 (20)	1,614 (20)	1,290 (19)	1,021 (16)	
	1.5ha ~ 2.0ha	928 (10)	836 (9)	729 (9)	580 (8)	479 (7)	
	2.0ha ~ 3.0ha	596 (6)	544 (6)	480 (6)	428 (4)	398 (6)	
	3.0ha ~ 5.0ha	125 (1)	155 (2)	164 (2)	160 (2)	165 (3)	
	5.0ha 以上	20 (0)	28 (0)	53 (1)	77 (1)	113 (2)	
	自給農家			984 (13)	1,138 (16)	1,432 (22)	
農家戸数	9,602	8,754	7,893	7,043	6,388		

(農林業センサス)

表 - 1 1 農業産出額の推移

(単位：百万円・%)

	農 業 産出額	耕 種						畜産	その他	備 考
		計	米	野菜	果実	花き	その他			
平成 2 年	24,064	19,976	9,447	7,905	482	600	1,512	4,046	42	
構成比	100	83.0	39.8	32.8	2.0	2.5	6.3	6.8	0.2	
7 年	24,404	21,210	9,373	9,187	567	814	1,269	3,182	12	
構成比	100	86.9	38.4	37.6	2.3	3.3	5.3	13.0	0.1	
12 年	21,510	17,950	7,730	7,580	680	760	1,200	3,580	0	
構成比	100	83.4	35.9	35.2	3.2	3.5	5.6	16.6	0.0	
15 年	22,350	19,220	8,830	8,240	340	730	1,080	3,130	0	
構成比	100	86.3	39.5	36.9	1.5	3.3	4.8	14.0	0.0	
16 年	20,070	16,730	6,580	7,830	520	720	1,080	3,340	0	
構成比	100	83.7	32.6	39.6	2.4	3.1	6.0	16.3	0.0	
17 年	19,470	15,960	6,370	7,390	470	730	1,000	3,510	0	
構成比	100	82.0	32.7	38.0	2.4	3.7	5.1	18.0	0.0	
18 年	18,920	15,640	6,240	7,120	530	780	970	3,280	0	
構成比	100	82.7	33.0	37.6	2.8	4.1	5.1	17.3	0.0	

(生産農業所得統計)

表 - 1 2 農業産出額からみた長生地域の県内位置 (平成 18 年)

(単位: 億円%)

	農業 産出額	耕 種					畜 産	備考
		計	米	野菜	果実	花き		
1	海 匝 787.6	印 旛 578.6	香 取 122.0	海 匝 357.2	東葛飾 79.9	安 房 98.6	海 匝 278.6	
2	印 旛 653.9	海 匝 508.6	山 武 107.1	東葛飾 304.5	印 旛 35.0	海 匝 26.6	香 取 177.7	
3	香 取 521.8	東葛飾 434.8	印 旛 101.6	印 旛 300.4	千 葉 15.6	印 旛 24.3	君 津 106.1	
4	東葛飾 456.1	香 取 344.0	海 匝 85.6	山 武 186.7	安 房 13.4	山 武 17.6	千 葉 87.8	
5	山 武 427.9	山 武 344.0	君 津 63.7	香 取 104.7	長 生 5.3	千 葉 9.2	山 武 83.8	
6	安 房 298.0	安 房 219.5	長 生 62.4	千 葉 98.3	君 津 5.2	君 津 9.0	安 房 78.0	
7	千 葉 277.7	千 葉 190.0	千 葉 47.1	長 生 71.2	夷 隅 4.9	香 取 7.9	印 旛 75.1	
8	君 津 272.6	君 津 166.3	安 房 40.6	君 津 64.0	香 取 4.7	長 生 7.8	夷 隅 62.4	
9	長 生 189.2	長 生 156.4	東葛飾 38.7	安 房 62.9	山 武 2.2	東葛飾 5.9	長 生 32.8	
10	夷 隅 129.3	夷 隅 66.7	夷 隅 38.1	夷 隅 20.7	海 匝 1.4	夷 隅 0.6	東葛飾 21.2	
千葉県	4,014	3,009	706	1,570	167	207	1003	
長生地域の占有率	4.7	5.2	8.8	4.5	3.1	3.8	3.3	

(生産農業所得統計)

表 - 1 3 生産農業所得の推移

(単位: 百万円・千円)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年	備考
生産農業所得	10,274	13,784	14,254	10,840	7,370	6,620	
基幹的農業従事者 1人当り生産農業所得	1,121	1,734	2,191	1,668	1,324	1,199	千円
耕地 10a 当たり生産 農業所得	87	121	128	95	74	69	千円

(生産農業所得統計)

表 - 1 4 農産物販売金額規模別農家数

(単位：戸・%)

	総農家数	販売なし	50万円未満	50万円~ 100万円	100万円~ 200万円	200万円~ 300万円	300万円~ 500万円	500万円~ 700万円	700万円~ 1000万円
昭和60年	9,602 (100)	1,132 (12)	2,706 (28)	2,016 (21)	1,873 (20)	612 (6)	633 (7)	302 (3)	158 (2)
平成2年	8,754 (100)	1,180 (14)	2,522 (29)	1,972 (23)	1,531 (17)	484 (6)	426 (5)	232 (3)	189 (2)
平成7年	7,893 (100)	400 (5)	1,992 (25)	1,741 (22)	1,228 (16)	458 (6)	351 (4)	253 (3)	165 (2)
平成12年	7,043 (100)	307 (4)	1,973 (28)	1,559 (22)	871 (12)	332 (6)	279 (4)	182 (3)	138 (2)
平成17年	6,388 (100)	363 (6)	1,489 (23)	1,282 (20)	797 (13)	272 (4)	250 (4)	128 (2)	140 (2)

	1000万円~ 1500万円	1500万円~ 2000万円	2000万円~ 3000万円	3000万円~ 5000万円	5000万円以上	自給的農家	備 考
昭和60年	98 (1)	33 (0)	25 (0)	14 (0)			14は3000万円以上
平成2年	115 (1)	43 (0)	30 (0)	30 (0)			30は3000万円以上
平成7年	156 (2)	57 (1)	56 (1)	35 (0)	17 (0)	984 (13)	
平成12年	129 (2)	58 (1)	46 (1)	20 (0)	11 (0)	1,138 (16)	
平成17年	111 (2)	42 (1)	39 (1)	26 (0)	17 (0) 内訳は備考	1,432 (22)	5000万円~1億円 15 1億円~3億円 1 3億円~5億円 1

(農林業センサス)

表 - 15 水稻の生産動向

(単位：ha・kg・t)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	備考
作付面積		6,840	6,340	6,420	5,500	5,420	5,420	(ha)
10a当たり収量		494	485	485	553	534	517	(kg)
収穫量		33,800	30,700	31,100	30,400	28,900	28,040	(t)
作況 指数	国	104	103	102	102	90	98	
	県	105	102	101	101	96	99	

(農林水産統計)

表 - 16 水稻の品種別作付動向(平成21年)

(単位：%)

うるち				もち		備考
コシヒカリ	83.5	ふさこがね	8.0	ヒメノモチ	0.2	
ふさおとめ	6.8	その他	0.1	ツキモチ	0.2	
ひとめぼれ	0.5			その他	0.3	
あきたこまち	0.3	小計	99.3	小計	0.7	

(長生農林振興センター調べ)

(表 - 17 小麦の生産動向

(単位：ha・kg・t)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年	備考
作付面積		217	155	74	98	94	93	(ha)
10a当たり収量		281	286	298	307	201	153	(kg)
収穫量		610	443	221	301	189	142	(t)

(農林水産統計)

表 - 18 主要野菜の栽培動向

(単位：ha)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成18年	備考
だいこん	123	111	110	94	88	87	
かぶ	10	10	9	16	16	16	
にんじん	21	18	24	21	21	19	
ごぼう	17	19	17	14	10	9	
はくさい	28	27	30	28	26	25	
キャベツ	50	53	56	47	42	37	
ほうれんそう	52	60	55	66	60	56	
ねぎ	201	198	198	165	183	176	
たまねぎ	172	99	72	50	49	41	
なす	47	49	47	48	41	41	
きゅうり	102	57	54	48	46	40	
トマト	137	150	150	142	133	121	
かぼちゃ	18	21	21	20	20	20	
ピーマン	5	5	3	5	5	5	
いちご	8	8	10	11	11	7	
すいか	49	26	26	12	12	12	
メロン	68	66	63	40	40	38	
さやえんどう	23	19	19	19	19	19	
えだまめ	41	42	42	40	40	40	
さやいんげん	34	52	54	51	51	51	
スイートコーン	44	77	92	90	90	90	
さといも	77	77	67	65	52	48	
レタス	2	23	43	46	47	43	
カリフラワー	-	-	-	5	5	2	
ブロッコリー	13	10	10	15	15	15	
そらまめ	35	42	43	48	48	45	
しょうが	6	5	7	10	9	9	
合計	1,383	1,324	1,322	1,216	1,179	1,112	

(青果物生産出荷統計)

表 - 19 いも類の生産動向

(単位：ha・kg・t)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成18年	備考
甘 し よ	作付面積	70	79	74	72	61	61	44	(ha)
	10a当り収量	2,280	2,210	2,200	2,330	2,330	2,210	2,100	(kg)
	収 量	1,600	1,750	1,630	1,630	1,420	1,350	924	(t)
ば れ い し よ	作付面積	79	64	61	54	53	53	53	(ha)
	10a当り収量	1,910	1,930	1,790	1,770	1,720	1,650	1,720	(kg)
	収 量	1,510	1,240	1,090	956	911	875	911	(t)
計	作付面積	149	143	135	126	114	114	97	(ha)

(千葉農林水産統計年報・青果物生産出荷統計)

表 - 20 豆類の生産動向

(単位：ha・kg・t)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成18年	平成20年	備考
落 花 生	作付面積	1,310	660	448	348	296	363		(ha)
	10a当り収量	125	190	214	211	199	211		(kg)
	収 量	1,640	1,250	959	734	589	766		(t)
大 豆	作付面積	248	282	255	217	171	234	151	(ha)
	10a当り収量	109	118	116	124	156	130	113	(kg)
	収 量	270	334	296	269	267	304	170	(t)
計	作付面積	1,419	942	703	565	467	597		(ha)

* 落花生は平成20年データなし(千葉農林水産統計年報)

表 - 21 主要果樹の栽培動向

(単位：ha)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成18年	備考
日本なし	63	64	62	59	65	56	
くり	30	30	21	20	20	19	
みかん	13	15	8	2	2	2	
合 計	106	104	91	81	87	77	

(青果物生産出荷統計)

表 - 2 2 主要花きの栽培動向 (平成20年)

(単位: ha)

	品目	面積	備考
切り花類	バラ	3.0	
	ガーベラ	3.0	
	千両	9.0	
	その他	3.4	
	小計	18.4	
鉢物類	シクラメン等	2.5	
	洋ラン	1.0	
	花壇苗	0.3	
	小計	3.8	
植木類	植木	35.0	
合計		57.2	

(長生農林振興センター調べ)

表 - 2 3 施設設置状況

(単位: a)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	備考
ガラス温室	1,383	1,823	2,063	1,956	-	
ハウス	7,744	8,139	7,300	6,562	-	
合計	9,127	9,962	9,363	8,518	8,850	

(農林業センサス)

表 - 2 4 家畜の飼養動向

(単位: 戸・10頭・100羽)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成15年	平成17年	平成18年	備考
乳用牛	戸数	195	144	124	95	80	73	68
	頭数	536	438	403	338	277	252	242
	1戸当り(頭)	27.5	30.4	32.5	35.6	33.7	34.5	35.6
肉用牛	戸数	40	31	23	14	10	11	7
	頭数	32	15	11	13	10	13	X
	1戸当り(頭)	8.0	4.9	4.8	9.3	6.9	11.8	X
豚	戸数	131	44	16	13	10	4	4
	頭数	1,150	949	563	905	827	1,010	X
	1戸当り(頭)	87.8	215.7	351.9	696.2	918.3	2,525	X
採卵鶏	戸数	105	13	13	10	10	5	5
	羽数	5,005	5,060	3,487	3,100	4,992	4,000	X
	1戸当り(羽)	4,770	38,923	26,823	33,533	62,400	68,000	X

(千葉農林水産統計年報)

<表 - 25> 農業経営改善計画の営農類型別認定状況（平成21年3月末現在）

		茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町	計
		うち法人数							
単 一 営	稲作	5	1	15	11	4	1	3	40
	施設野菜	3	5	2		12			22
	果樹類		10				1		11
	施設花き・花木	1	1	5		1	1		9
	その他の作物		1			2	1		4
	酪農	3		1	2		4	3	13
	養豚	1							1
	養鶏		1	1				1	3
小計		13	19	24	13	19	8	7	103
複 合 営	稲作 + 麦類作	1						1	2
	雑穀・いも類・豆類	1						1	2
	工芸農作物	9			1		1		11
	露地野菜	1			2	3			6
	施設野菜	8	48		10	21		3	90
	果樹類		3		1				4
	施設花き・花木	3				7		2	12
	その他の作物	5			1	1			7
	酪農	2	1		6	1		1	11
	小計	30	52		21	33	1	8	145
その他	1	2	2	1	6	3		15	
小計	31	54	2	22	39	4	8	160	
総 計		44	73	26	35	58	12	15	263

表 - 2 6 市町村別農用地利用権設定等の状況

(平成21年3月末現在 単位：h a)

市町村	利用権設定等面積								所有権移転面積				+ 合計	設定率 (%)	農用地 面積	認定農 業者数
	地 目 別			期 間 別				小計	地 目 別			小計				
	田	畑	その他	3年未 満	3～6年 未満	6～10年未 満	10年以上		田	畑	その他					
茂原市	181.1	15.9		0.6	58.7	69.2	68.5	197.0	11.4	2.1		13.5	210.5	7.6	2,779.3	44
一宮町	149.3	27.3		3.3	62.1	56.9	54.3	176.6	1.2	0.5		1.7	178.3	24.0	743.9	80
睦沢町	276.3	12.4	4.9	18.8	57.6	70.2	147.0	293.6	3.7	0.3		4.0	297.6	29.8	998.5	26
長生村	278.9	22.7		6.9	62.0	125.3	107.4	301.6	9.7	1.2		10.9	312.5	26.7	1,169.4	37
白子町	146.9	16.5			16.1	70.7	76.6	163.4	20.7	4.7		25.4	188.8	15.6	1,213.5	67
長柄町	25.3	7.3		2.1	26.1	0.4	4.0	32.6	0.7			0.7	33.3	4.9	685.7	12
長南町	228.9	5.7		7.3	54.3	86.3	86.7	234.6	4.5	0.3		4.8	239.4	15.1	1,581.0	15
合計	1,286.7	107.8	4.9	39.0	336.9	479.0	544.5	1,399.4	51.9	9.1		61.0	1,460.4	15.9	9,171.3	281
全県	9,178.9	2,097.6	62.0	562.7	3,024.6	2,898.7	4,853.5	11,339.5	1,378.1	425.7	51.8	1,855.6	13,195.1	10.8	122,677.3	6,909

表 - 27 利用権設定等面積の推移

(単位: ha)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備考
利用権設定面積	1,219.9	1,290.8	1,403.7	1,482.9	1,460.4	

(長生農林振興センター調べ)

表 - 28 農地法3条の許可状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	備考
件数	25件	25件	21件	19件	28件	23件	
面積	63,668 m ²	63,716 m ²	54,282 m ²	86,572 m ²	73,518 m ²	69,267 m ²	

(長生農林振興センター調べ)

表 - 29 農地転用の状況

	総数		許可				備考
			4条		5条		
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
平成15年	354件	214,627 m ²	47件	34,336 m ²	307件	180,291 m ²	
平成16年	369件	272,705 m ²	58件	49,062 m ²	311件	223,643 m ²	
平成17年	348件	280,064 m ²	49件	37,417 m ²	299件	242,647 m ²	
平成18年	341件	230,136 m ²	44件	29,102 m ²	297件	201,034 m ²	
平成19年	299件	198,799 m ²	30件	19,262 m ²	269件	179,537 m ²	
平成20年	283件	184,513 m ²	35件	26,414 m ²	248件	158,099 m ²	

(長生農林振興センター調べ)

表 - 30 長生地域の林業(平成17年)

	森林面積	人工林率	蓄積	林野率	林家数	生しいたけ生産量	たけのこ	備考
長生地域	9,211ha	26.8%	11,934千m ²	28.2%	983戸	79t	43t	
県内順位	7	8	8	4	8	5	2	

(農林業センサス・千葉県林業統計書)

表 - 31 林地面積

(単位: ha)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年	備考
立木地	人工林	3,654	3,478	3,273	2,511	2,511	2,471
	天然林	5,949	5,959	5,510	5,510	5,510	5,416
	小計	9,603	9,437	8,723	8,021	8,021	7,887
竹林	272	270	272	270	259	311	
その他	628	599	628	599	1,022	1,014	
合計	10,507	10,307	10,063	9,330	9,325	9,211	

(千葉県林業統計書)

表 - 3 2 森林資源の現況 (平成 2 0 年)

(単位: ha・千 m³)

	面 積				蓄 積			備 考
	総 数	人工林	天然林	その他	総 数	人工林	天然林	
総 数	9,211	2,471	5,510	1,304	975	581	394	
国有林	2		2		1		1	
民有林	9,209	2,511	5,508	1,304	974	581	393	

(千葉県林業統計書)

数値はラウンドしたため合計と内訳は一致しない。

表 - 3 3 栽培方法別生しいたけの生産量の推移

(単位: t)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 2 0 年	備 考
原木シイタケ	89.7	88.5	94.1	105.0	87.5	54.7	
菌床シイタケ	18.2	20.5	49.4	45.2	44.8	24.2	
計	107.9	109.0	143.5	150.2	132.3	78.9	

調査期間は 1 月 ~ 12 月

(長生農林振興センター調べ)

表 - 3 4 地域森林計画対象民有林の人工林年齢別面積 (平成 2 0 年)

(単位: ha)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9
面積 (ha)	10	6	4	11	21	94	73	250	377

年齢	10	11	12	13	14	15 以上	計	備 考
面積 (ha)	489	466	253	143	43	139	2,460	

数値はラウンドしたため合計と内訳は一致しない。

(千葉北部地域森林計画書)

表 - 3 5 保有林規模別林家数 (平成 17 年)

(単位: ha)

規模	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 20	20 ~ 30	30 ~ 50	50 以上	計	備 考
林家数	801	103	59	15	3	1	1	981	

(農林業センサス)

表 - 3 6 森林組合の状況

(単位: 組合・人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 2 0 年	備 考
組合数	1	1	1	1	1	1	1	
組合員数	2,650	2,650	2,647	2,647	2,841	2,840	2,810	

(森林組合の現況から)

表 - 37 造林・間伐の推移

(単位: ha)

	昭和 60 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	備 考
人工造林	18	3	0	1	3	0	1	
間 伐	6	6	7	5	6	7	5	

(千葉県林業統計書)

表 - 38 松くい虫被害及び駆除量の推移

(単位: m³・ha)

	平成 2 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	備考
被害材積	359	238	90	39	47	54	60	
駆除材積	199	150	65	25	30	29	35	
薬剤防除 述べ面積	118	11	13	11	11	10.6	9.9	

海岸県有林は除く。

(農林振興センター調べ)

表 - 39 管内市町村野菜指定関係

市 町 村	種 別	指 定 年 月 日	備 考
茂原市	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
	秋冬ねぎ	S43.10.15	
一宮町	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
	夏秋トマト	H14. 3.22	
睦沢町	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
長生村	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
	夏秋トマト	H14. 3.22	
	たまねぎ	H16. 2.18	
白子町	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
	たまねぎ	S41. 8.18	
	夏秋トマト	H14. 3.22	
長柄町	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	
長南町	夏秋きゅうり	S41. 8.18	
	冬春トマト	S41. 8.18	

表 - 4 0 管内関係団体一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
関東農政局茂原統計・情報センター	茂原市萩原町 3-20-7	0475-24-7871	
関東農政局千葉農政事務所地域第二課	茂原市萩原町 3-20	23-1205	
茂原市 農政課	茂原市道表 1	20-1526	
一宮町 産業観光課	一宮町一宮 2457	42-1427	
睦沢町 地域振興課	睦沢町下之郷 1650-1	44-2505	
長生村 産業課	長生村本郷 1-17	32-2114	
白子町 産業課	白子町関 5074-2	33-2111	
長柄町 事業課	長柄町桜谷 712	35-4447	
長南町 産業振興課	長南町長南 2110	46-3397	
長生農業協同組合	茂原市高師 1153	24-5115	
わかしお農業共済組合長生センター	茂原市高師町 3-11-5	23-1506	
長生酪農農業協同組合	一宮町一宮 3198	42-3707	
千葉県森林組合長生事業所	茂原市茂原 1041-1	24-3546	
長生農業者研修センター 事務局（長生郡市広域市町村圏事務組合）	長柄町船木 157 茂原市下永吉 2101	35-3580 23-0107	
長生農業管理センター	長生村七井土 1452	32-2227	
茂原樟陽高等学校	茂原市上林 283	22-3315	

(順不同)

管内土地改良区一覧表

(単位：ha)

名 称	所 在 地	電話番号	理 事 長 名	面 積	組 員 数
松瀧	長生村小泉 206	32-1725	森 佐衛	690	1,233
長生郡長南町東部	長南町芝原 335-1	47-0441	大木 静二	150	280
赤目川	茂原市本納 1,876	34-3136	富田 晃輝	629	1,093
長生郡一宮町西部	一宮町一宮 8537-2	42-3514	福邊 重信	56	119
長生郡一宮町東部	一宮町東浪見 5,410-6	42-2542	鶴澤 勝	273	526
内谷川沿岸	長生村本郷 2,548	32-0093	市原 育也	639	1,065
長生郡長柄町小榎本	長柄町小榎本 66	35-3566	渡辺 規明夫	23	27
茂原市二宮	茂原市真名字花立 2,250-2	24-6926	蕨 武之	130	247
茂原市新治	茂原市下太田 192	34-1450	常泉 仁	43	122
計	9			2,633	
両総	東金市東金 1,163	52-3145	森 英介	17,663	21,343
本納出張所	茂原市本納 3,041	34-3113	梅田 久夫	4,898	5,586
東郷関工区	白子町関 5,025-1	33-2264	加藤 古志郎	819	1,067
松瀧工区	白子町八斗 468-1	33-2296	大多和 四郎	524	789
茂原支部	長生村本郷 2,174-1	32-0021	小倉 庫人	277	448
高根支部	長生村本郷 2,174-1	32-4328	麻生 勘一	876	1,074

表 - 4 1 農業関係団体一覧

平成22年2月末現在

名 称	所在地（事務局）	電話番号	代表者名	主な構成員
長生地域農林業振興協議会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部企画振興課）	0475-2 2-1751	田中 豊彦	市町村、農業委員会連合会、長生農業協同組合、わかしお農業共済組合、森林組合、長生酪農協等
長生地域畜産振興協議会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部企画振興課）	0475-2 2-1751	中村 種良	市町村酪農組合、出荷組合、長生農協、養豚・養鶏農家、家畜商組合
長生地区鶏卵需給調整協議会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部企画振興課）	0475-2 2-1751	鶴澤 正明	鶏卵生産者
千葉県農業協会養鶏部会長生支部	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部企画振興課）	0475-2 2-1751	山田 稔成	鶏卵生産者
長生農業改良普及事業協議会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	林 和雄	市町村、長生農業協同組合、わかしお農業共済組合、長生農業管理センター
長生農業研究会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	高仲 茂	農業研究会員
長生地区指導農業士会	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	篠崎 義則	指導農業士
アグリライフ長生	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	秋葉 節子	農村女性
千葉県農業士協会長生支部	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	長島 好正	農業士
長生YPC	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 地域振興部改良普及課）	0475-2 2-1771	清宮 智洋	農村青少年
広域農道運営協議会	茂原市道表1 （茂原市役所）	0475-2 3-2111	田中 豊彦	茂原市、長南町、睦沢町、いすみ市
一宮川等流域環境保全推進協議会	一宮町一宮2457 （一宮町役場）	0475-4 2-1430	玉川 孫一郎	管内全市町村、各種団体
長生土地改良推進協議会（H22.4.1設立予定）	茂原市茂原1102-1 （長生農林振興センター 基盤整備部）	0475-2 5-1143	林 和雄	管内全市町村、土地改良区等

<表-42> 千葉県型集落営農組織一覧

番号	市町村名	組織名	設立年度	集落数	参加農家数	担い手数
1	茂原市	(有)アグリテック441	H.15	3	6	6
2	茂原市	(農)新治営農組合	H.14	5	85	5
茂原市 計				8	91	11
3	一宮町	(農)原営農組合	S.63	1	6	6
4	一宮町	(農)東浪見営農組合	S.63	1	7	7
一宮町 計				2	13	13
5	睦沢町	(農)川島営農組合	H.2	1	46	9
6	睦沢町	(農)寺崎新町営農組合	H.10	1	7	7
睦沢町 計				2	53	16
7	長生村	高根北部ライスセンター利用組合	S.54	1	17	5
8	長生村	金田オペレーター組合	S.60	1	4	4
9	長生村	南部上ノ原オペレーター組合	S.60	1	5	5
10	長生村	中之郷小橋オペレーター組合	S.60	1	5	1
11	長生村	宮成営農組合	H.1	1	4	4
12	長生村	小泉営農組合	H.6	1	8	8
13	長生村	(農)八積西部営農組合	H.15	1	4	4
長生村 計				7	47	31
14	白子町	古所ライスセンター利用組合	S.54	1	6	1
15	白子町	北高根西営農組合	H.3	1	5	1
16	白子町	(農)南白亀営農組合	H.4	1	8	1
17	白子町	白子ライスセンター	H.12	1	5	1
18	白子町	南日当農業機械利用組合	H.2	1	16	1
19	白子町	白子育苗センター	S.47	1	7	1
20	白子町	福島営農組合	H.12	1	14	4
白子町 計				7	61	10
21	長柄町	(農)水上第一営農組合	H.16	5	10	10
22	長柄町	水上第二営農組合	H.16	3	12	10
23	長柄町	日吉第一営農組合	H.16	2	5	5
24	長柄町	長柄第一営農組合	H.16	5	5	5
長柄町 計				15	32	30
25	長南町	(農)長南町東部営農組合	H.8	14	197	9
26	長南町	(農)関原営農組合	H.18	1	18	4
27	長南町	(農)グリーンファーム長南西部	H.19	5	18	3
28	長南町	長南西部営農組合	H.18	5	217	5
29	長南町	長南町佐坪営農組合	H.17	1	50	4
30	長南町	長南町水沼・岩撫・竹林営農組合	H.17	3	97	5
31	長南町	長南町山内営農組合	H.15	1	70	5
32	長南町	地引農機利用組合	H.12	1	8	3
33	長南町	給田営農組合	H.13	1	10	3
34	長南町	小生田営農組合	H.15	1	16	4
長南町 計				33	701	45
合計				74	998	156

市町村別集落営農組織の概要(表-42の集計)

市町村	組織数	集落数	参加農家数	担い手数
茂原市	2	8	91	11
一宮町	2	2	13	13
睦沢町	2	2	53	16
長生村	7	7	47	31
白子町	7	7	61	10
長柄町	4	15	32	30
長南町	10	33	701	45
計	34	74	998	156

<表-43> 農地・水・環境保全向上対策実施地区一覧（平成21年度）

	地区名	活動組織名	協定農用地面積（ha）					備考
			田	畑	草地	営農活動の有無		
茂原市	新治	下太田環境保全向上対策協議会	15.60	14.30	1.30	0.00		H19採択
	早野	早野地域資源保全会	15.00	15.00	0.00	0.00		H19採択
	七渡	七渡農地水環境保全会	53.93	29.20	24.73	0.00		H21採択
	3地区		84.53	58.50	26.03	0.00	0地区	
一宮町	船頭給	船頭給地区環境保全の会	21.90	21.90	0.00	0.00		H19採択
	新地	新地地区環境保全の会	23.25	23.25	0.00	0.00		H19採択
	宮原	宮原地区環境保全の会	10.12	6.31	3.81	0.00		H19採択
	一宮町東部	一宮町東部地域保全会	359.41	236.36	123.05	0.00		H20採択
	4地区		414.68	287.82	126.86	0.00	0地区	
睦沢町	睦沢	睦沢町自然管理協議会	1,056.80	778.80	242.00	36.00	有	H19採択
	1地区		1,056.80	778.80	242.00	36.00	1地区	
長生村	南部・高崎・上ノ原	高根中央環境保全会	52.40	37.30	15.10	0.00		H19採択
	下村	宮成地域環境保全会	28.50	24.50	4.00	0.00		H20採択
	2地区		80.90	61.80	19.10	0.00	0地区	
白子町	北日当	北日当環境整備委員会	19.00	11.70	7.30	0.00		H19採択
	南日当	南日当環境保全会	34.10	27.40	6.70	0.00		H19採択
	福島	福島環境保全会	53.48	48.68	4.80	0.00		H19採択
	南白亀	南白亀環境保全会	345.05	253.92	91.13	0.00		H20採択
	4地区		451.63	341.70	109.93	0.00	0地区	
長柄町	高山	高山地区活動組織	22.48	20.40	2.08	0.00		H19採択
	力丸	力丸地区活動組織	24.49	23.64	0.85	0.00		H19採択
	長富	長富地区保全活動協議会	18.82	17.86	0.96	0.00		H19採択
	篠網稲塚	篠網稲塚地区活動組織	17.83	16.79	1.04	0.00		H20採択
	4地区		83.62	78.69	4.93	0.00	0地区	
長南町	岩川	岩川地区保全協議会	39.43	36.11	3.32	0.00		H19採択
	関原	関原地区保全協議会	20.67	19.84	0.83	0.00		H19採択
	埴生川	埴生川地区保全対策協議会	112.47	90.13	22.34	0.00		H19採択
	小沢	小沢地域保全会	21.79	21.48	0.31	0.00		H19採択
	長南西部	長南西部地区保全活動協議会	96.03	89.09	6.94	0.00		H19採択
	長南東部	長南東部地区環境保全協議会	144.22	139.22	5.00	0.00	有	H19採択
	千手堂	千手堂地域保全協議会	16.63	15.67	0.96	0.00		H19採択
	下小野田	下小野田地区保全協議会	18.57	18.52	0.05	0.00		H20採択
	下千田	下千田環境保全会	18.97	16.55	2.42	0.00		H20採択
	中之台	中之台地区保全協議会	15.91	15.58	0.33	0.00		H20採択
	10地区		504.69	462.19	42.50	0.00	1地区	
7市町村	28地区		2,676.85	2,069.50	571.35	36.00	2地区	

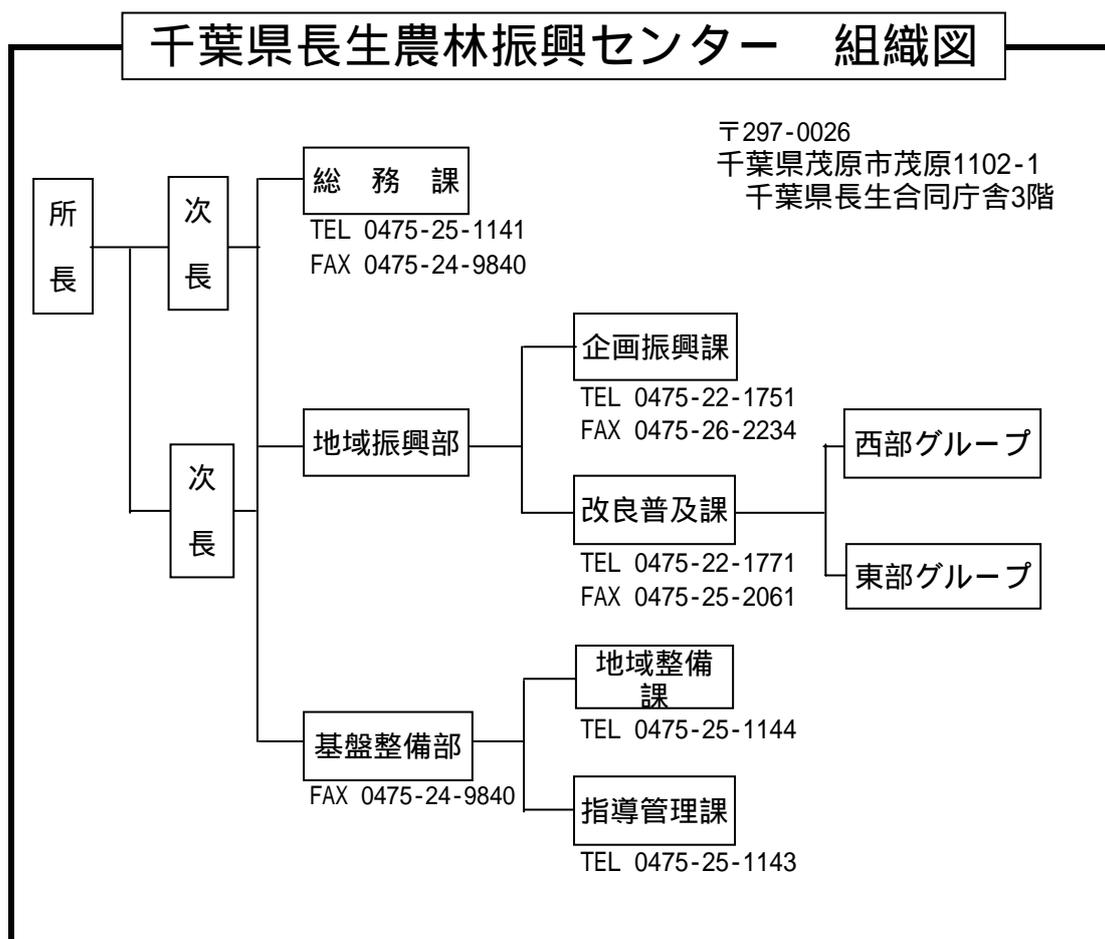
(参考)

市町村の概要

	旧町村数	集落数	農家数 (戸)	経営耕地 面積(ha)	土地持ち 非農家数 (戸)	土地持ち 非農家所 有面積 (ha)	耕作放棄 地面積 (ha)
茂原市	10	79	2,021	2,076	916	547	601
一宮町	4	23	496	503	170	106	109
睦沢町	3	15	576	520	480	274	161
長生村	3	35	771	942	236	217	221
白子町	3	31	712	1,048	383	274	179
長柄町	3	41	700	470	323	214	283
長南町	5	62	1,112	853	686	343	352
計	31	286	6,388	6,412	3,194	1,975	1,906

(2005農林業センサス)

(参考)



長生農林振興センターの主な業務内容

総務課		<ul style="list-style-type: none"> 1 人事、服務 2 予算管理、庶務 3 入札、契約
地域振興部	企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域農林業施策の企画立案 2 園芸・農産・畜産の生産振興対策 3 農業制度金融 4 農産物の消費拡大・流通対策 5 農業経営相談・新規就農窓口 6 食育の推進・食品表示 7 ちばエコ農業の推進 8 農薬の安全・適正使用 9 農林業災害 10 農地転用許可・農地の保全確保 11 グリーン・ブルーツーリズムの推進 12 農地・水・環境保全向上対策の推進 13 遊休農地利活用・地域資源循環の推進 14 有害鳥獣・中山間地域対策 15 森林計画・林地開発許可・造林補助金
	改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> 1 作物・野菜・果樹・花き・畜産・地域戦略・経営・生活・養蚕に関する技術の普及指導 2 ちばエコ農業の推進に係わる栽培技術指導 3 気象公災害 4 植物防疫対策（農薬の安全・適正使用指導） 5 新規就農対策支援 6 林業に関する技術及び知識の普及
基盤整備部	地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営かんがい排水事業 2 県営農道環境整備事業 3 県営湛水防除事業
	指導管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土地の買収・登記 2 土地改良財産の管理 3 土地改良区の指導

用語の解説

用語	説明
あ	
暗きよ	水路が、鉄道、道路などの他の構造物を横断する場合に設ける埋設水路。または、地下排水のために地中に埋設された施設をいう。
暗渠排水	暗渠とは通常土中に埋設された排水構造物を言うが、土地改良においては、水田の地下水位を低下させるため吸水性の高い素焼きの陶管等を刳殻などの被服材と共に田面下に埋設し、乾田化を促進するための施設を言う。
え	
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、減化学肥料、減化学農薬栽培の計画を作成し、県知事から認定を受けた農業者（個人又は農業生産法人）のこと。制度資金の特例措置が受けられ、全国共通マークの利用ができる。
か	
改正農地法	平成21年12月から施行。食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進することを目的に改正された。
改正食糧法	平成22年4月1日から施行。米穀を出荷・販売する全業者を対象として遵守すべき事項を定められたもので、使用目的を限定して生産・販売される米を「用途限定米穀」と位置づけ、用途外への横流れを防ぐ措置が講じられた。 *食糧法 米の生産、流通、消費をめぐる情勢が大きく変化する中、生産者の創意工夫の発揮、消費者ニーズへの的確な対応、流通の合理化などへの国民の要請の高まり等を受け、国民の主食であるお米を安定的に消費者に供給するために、需給と価格の安定を図ることを目的に、平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）が制定され、平成7年11月1日から施行された。
家族経営協定	家族が農業経営をするにあたって、農業経営主と配偶者や後継者が自由な意思にもとづいて経営目標や役割分担、労働報酬、労働条件・生活役割分担などを文書で締結するもの。
家畜排せつ物法（略語）	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」のこと。平成11年11月1日施行。家畜排せつ物の野積み、素掘りの禁止
かんがい排水事業 かん排（略語）	基幹的な農業用水利施設の新規建設、既存施設の改修等を行う事業で、県営事業は国費50%県費25%地元25%で受益面積が200ha以上で実施

用語	説明
間伐	木々が育ってきて、混み合ってくると森林の中が暗くなり、下草などが生育なくなるとともに、木自体ももやし状になり災害に弱い森林となってしまう。 これを防ぎ、森林を健全な状態に保つために行う抜き切りの作業。
き 客土	目的にかなった土壌に改良するため、他の場所から搬入される土砂のこと、あるいはその行為をいう。 事務指針上は埋立用の盛土材とは区別され、耕作用の表土として利用可能な土砂のこと。
基幹的水利施設	農業用水利施設のうち支配面積(用水施設は水かかり面積、排水施設は排水農地面積)が100ヘクタール以上の規模をもつ農業用水利施設
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者
GAP(農業生産工程管理)	GAP手法(Good Agricultural Practice)とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(クロスチェック手法)のことです。この手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法である。
く クラインガルデン	クラインガルデンとは、ドイツ語では(klein=小さい、Garten=庭)を意味し、園全体、あるいは個人が開設者から借りている区画。
グリーン・ブルー ツーリズム(造語)	グリーン・ツーリズムに同じ。グリーンとブルーの一体感を出すために合体させた造語。ただし、「千葉県型グリーン・ブルーツーリズム」は、農山漁村での滞在型余暇活動、日帰りでの農林水産業体験活動、身近な市民農園等での農業体験活動、直売所等を介した地元農林水産物の購入活動を指す。
け 兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
こ 高病原性鳥インフルエンザ	鶏に対して特に高い死亡率と症状を示す鳥インフルエンザであり、特定のウィルスによる家畜伝染病である。高病原性鳥インフルエンザが、食品(卵肉)を食べることにより、人に感染した例は世界的にも報告されていない。平成16年1月に日本では79年ぶりに山口、大分、京都で発生した。
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去一年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間にふたたび耕作するはっきりした意志のない土地をいう。

用語	説明
米粉	米を挽いて粉にしたもの。適正に製粉されたものはパン加工（米粉パン）に使用されている。 含水率が高く、モチモチし食感がよい。反面、日持ちせず、機械製造に難。 米消費拡大の一手法として、16年度農水省が全国組織を立ち上げ、推進している。
米戸別所得補償モデル事業	平成22年度から意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払いをするモデル事業としてスタートする。

さ

里山	人里近くの樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地等が一体となった土地。 里山条例第2条の1では、「人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、又はかつてなされていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これに類する状況にある土地とが一体になっている土地。」と定義されている。
里山条例【略称】	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例
サンプスギ	サンプスギは、山武地方で200年以前から育てられてきた挿し木による品種。木の形状は、通直・完満、心材部は鮮紅色で、花粉が少なく、耐乾性に優れているので、戦後も積極的に植栽されてきました。

し

自給的農家	経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
指導農業士	農業従事経験年数15年以上・55歳までの者で、優れた農業経営を実現し、農業後継者の育成に熱意のあるもの。農林振興センター所長の推薦により、知事が認証している。
地盤沈下対策事業	地盤沈下によって生じた農地及び農業用施設の効用低下を回復するため、農業用排水施設の新設又は改修、客土等を行う。
JAS法（略語）	「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）は、略称「JAS法」と言っている。その内容は、日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークをつける「JAS規格制度」と、品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業に義務付ける「品質表示基準制度」の2つからなっている。
集落営農	集落の話し合いなどによる将来像を基に、集落全体で水田などの土地利用を効率的に考え、必要に応じた組織をつくり営農していくこと。

用語	説明
食育	消費者が望ましい食習慣の実現や食の安全について、自ら考えることを促進するとともに、子供の頃から「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ方などを教え、「食」について関心を持ち、自ら考えることを身につけさせる取組み。
食育推進計画	食育基本法に基づき、内閣府に設置された食育推進会議が作成した食育推進基本計画を基本として、都道府県、市町村はそれぞれ、食育推進計画を作成するよう努めなければならないとされている。千葉県は平成20年11月「元気な『ちば』を創る『ちばの豊かな食卓づくり』計画」を策定・公表した。
食品表示ウォッチャー	JAS法による食品表示がより適正に行われるように、日常の買物などで継続して食品販売店などの食品の品質表示状況をモニターするとともに、不適正な食品表示を発見した場合には、通報していただく方々のこと。(H17 50名)
女性起業活動	女性が主たる経営を担い、主に地域産物を使い、女性の収入につながる経済活動を女性起業と呼んでいる。
新規需要米	国内主食用米や加工用米以外の米穀で、飼料用米、米粉用米、バイオ燃料用米、WCS用稲など
森林施業計画	森林所有者が森林施業に関する5カ年の計画（伐採・造林・保育等）を作成し、市町村長又は知事の認定を得ることにより優遇措置が講じられる制度で、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営基盤が確立され、所得や資金計画も有利となる。
す	
水田整備率	標準区画30a規模（地形条件により10a含む）以上で整備され、かつ、稲作以外の作物を取り入れた複合経営が成り立つよう必要な土地基盤の整備を行った水田面積の割合
スギ非赤枯性溝腐病	キノコの仲間である白色腐朽菌の「チャアナタケモドキ」が枯枝または枯枝痕から侵入し、枝の上下方向に伸長しながら幹を腐朽させる病気。本県の代表品種であるサンプスギに多く発生する。 幹が大きく変形し、強度が著しく低下するためスギの経済的価値を損なうとともに、景観を損なう。また、風倒を起こしやすくなり危険になるなどの害もある。
ストックマネジメント	既存施設の有効活用を図り、建設から寿命が来るまでの、維持管理費を含めたすべての経費を低減させることを目的として施設の機能診断を行い、それを元に機能保全計画を立案し、計画的・効率的な施設の維持管理を行うこと。 ストック＝既存施設、マネジメント＝運用管理

用語	説明
せ	
生産緑地	生産緑地法により指定された、市街化区域内農地等。指定要件は、500㎡以上で、30年間の長期営農が義務付けられている。
制度金融	農林水産業振興のため、経営規模の拡大や事業の改善を行うのに必要な資金を、長期、低利で利用できるように国や県、市町村が利子補給したり、また、県や農林漁業金融公庫が直接融資したりする制度のことである。
専業農家	世帯員の中で兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
た	
大区画	上記ほ場整備事業においてより機械化農業に適した区画として造成したおおむね1ha以上の区割り
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
WTO	世界貿易機関の略。1995年に発足、スイス・ジュネーブに本部がある。WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供する。149カ国・地域が加盟。
男女共同参画	人権尊重の理念を社会に根付かせ真の男女平等を目指す概念であり、とりわけ、男女があらゆる分野の政策・方針決定の場に平等（同等）に参画することを重視する。
湛水防除事業	土地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを未然に防止するための排水施設の新設・改修を行う。
ち	
千産全消（造語）	千葉県産の新鮮でおいしい、安心・安全な農産物を、首都圏・全国に向けてPRし、消費してもらうことを目的とした言葉。
千産千消（造語）	地産地消に対し、千葉県産の新鮮でおいしい、安心・安全な農産物を、千葉県内で消費してもらうことを目的とした言葉。
千葉県型集落営農	集落自らが主体となって、農業者のみならず女性や高齢者、都市住民など多様な人材の参加による生産基盤の維持、担い手の確保など、集落内の住民合意に基づき、いきいきとした農山漁村づくりを目指す取組み。

用語	説明
ちばエコ農業	農業の自然環境に与える負荷を軽減し、生産者と消費者のお互いの顔が見える農業を実現し、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作るために、通常と比べて農薬と化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定やこれらの産地などで栽培された農産物について、県独自の認証を行う制度である。
ちばエコ農産物	県が定める標準的な技術基準に比べて農薬と化学肥料を2分の1以上低減した栽培によって生産された農産物を、県が審査して認証したものである。
中山間地域 (中山間地域総合整備事業 における中山間の定義)	過疎、山振、半島及び特定山村のいずれかの法指定地域内であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域について林野率が50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地面積の50%以上を占める地域をいう。

て

天地返し	表土と下層土を反転置換させること。農地造成の場合は、表土をはいで仮置きしておき埋立て後その表土を覆土することをいう。
------	--

と

特定農業団体	地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織で、5年以内に農業生産法人となることを前提としている。 地域の地権者から依頼があったときは、農作業を引き受ける義務を負う。
特定農業法人	地域の農地を責任を持って引き受け耕作を行うとして、地域合意の下で市町村長の認定を受けた農業生産法人で、地域の地権者から依頼があったときは、農作業の受託や農地を借り受ける義務を負う。
土地持ち非農家	農家（経営耕地面積10アール以上又は過去1年間の農産物の販売金額が15万円以上あった世帯）以外で耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯。
トレーサビリティ	食品の生産、処理、流通などの各段階で、原材料の仕入れや食品の製造元、販売先などを記録、保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できる仕組み。

用語	説明
に	
地域担い手育成総合支援協議会	認定農業者等の担い手の育成・確保を目的に、全国、県、市町村の各段階で関係機関、団体等で構成される組織。担い手に対する支援活動を総合的に実施する。
乳用牛能力検定（牛群検定）	乳牛の乳量・乳成分などを月1回測定することにより、能力を判定し、能力の高い乳牛を確保する
認定就農者	65歳未満の者が就農するため、農業経営や資金調達などの計画を作成して、知事が認定した者
認定農業者	自ら作成した農業経営の改善計画が、市町村から認定された、魅力ある農業経営を目指す農業者

の

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯（1990年以降の定義）
農業（生産）基盤整備	農業生産の基盤となる農地及び用水、排水施設、農道等の農業用施設の整備
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上農業に従事した者
農業集落排水事業（事業主体は市町村）	農業振興地域内の受益個数20戸以上を対象に、生活雑排水と、し尿を浄化処理する施設を整備し、農村生活環境の改善と農業用排水、公共水域の水質保全を図り、併せて処理水の再利用と発生活泥を有機資源として農地還元をする。
農業振興地域（農振地域）	農業振興地域とは、おおむね10年にわたり総合的に農業振興を図るべき地域をいい、地域の自然的、経済的及び社会的諸条件を考慮して知事が関係市町村に協議して指定する。農業振興地域は、通常、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画における農業地域と一致し、直接農用地として利用すべき土地（農用地区域）のみならず、農用地区域と一体として農業振興を図る地域（例：農用地区域以外の農地のほか、農村集落や農業者が利用する施設、農業以外の用途に供される小規模な土地）なども含まれる。なお、都市計画法の市街化区域、用途地域、都市的な既成の市街地などは、農振地域には指定しないこととされており、一方、市街化調整区域については、積極的に農業振興地域に指定することとされている。

用語	説明
農業生産法人	<p>農地法上、耕作目的での農地の取得が認められている法人で、次の要件を備えたもの（農地法第2条第7項）。平成16年1月時点で全国に7,383法人ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（定款で株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）又は有限会社のいずれか。 ・法人の事業は、主たる事業が農業であること。 ・その法人の構成員のすべてが、農地等を提供した個人、農業に常時従事する者などであること。 ・経営責任者の数の過半をその法人の常時従事者である理事等で占め、かつ、その過半数が基準日数以上農業に従事するもので占めること。以上を全て満たさなければならない。
農業農村整備事業 NN事業（略語）	<p>土地改良事業は、土地改良法による農業生産基盤の整備を行う事業であるが、近年農村環境の整備に関する事業等の土地改良法事業以外の事業も実施されており、耕地課、農村整備課が行うすべての事業の総称</p>
農業用水利施設 農業用排水施設	<p>農地に農業用水を送水したり、農地から降雨時の排水等を流下させるための施設で、ダム、ため池、揚水機場等の水源施設や用水路等の送水施設、または排水機場、排水路等の排水施設</p>
農業士	<p>自己の経営の発展と地域において農業青年のリーダーとしての役割を果たすことを目的として、25歳から概ね35歳までの者で、農業に意欲的な青年農業者。本人の申請により、知事が認証している。</p>
農事組合法人	<p>農業協同組合法に基づく農業者の協同組織。農協よりも簡易な手続きで成立する。（届出制）</p>
農振法	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）の略。目的：農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。</p>
農業専従者	<p>自営農業に従事した日数が年間150日以上である農業従事者</p>
農地・水・環境保全 向上対策	<p>食料の安定供給の基盤である農地・農業用水や農村の自然環境、景観などの資源を良好な状態で保全管理すること。近年、農村においては、過疎化・高齢化・混住化等の進展による農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている。このため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する。</p>

用語	説明
農用地区域	農用地区域は、農用地等（農用地（農地＋採草放牧地）、混牧林地、農業用施設用地）として利用すべき土地をいい、市町村が定める農業振興地域整備計画の中で設定し、その変更にあたっては、知事の同意を必要とする。農用地区域は、集団的農用地や土地改良事業の対象地を中心に設定するが、これらと一体的に保全・整備を図るべき土地（例：農地を保全するために必要な山林など）、一定の農業用施設用地及びその他農業上の利用を確保することが必要な土地も含めて設定する。農用地区域は、農業上の利用を確保すべき土地について設定されていることから、農振法上、農業上の用途以外の利用をすることはできないとされており、開発等について規制がある。また、農地法上も、原則として農用地区域は転用許可することはできないこととされている。農業生産基盤整備開発事業や農業生産近代化施設の整備事業などは、受益地として農用地区域が対象とされている。

は

販売農家	経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
汎用化水田	米の生産調整の導入に伴い水田における基盤整備については、転作のための畑作営農が可能な排水条件の整備が求められており、そのような条件整備された水田を汎用化水田と言う。

ひ

BSE（牛海綿状脳症）	異常プリオン蛋白質が原因とされ、牛の脳組織に海綿状の変化を起こす疾病である。異常プリオン蛋白質を含む肉骨粉を飼料として摂取することによる伝達性疾患と考えられ、2から8年間の長期潜伏期間後、異常行動、運動失調等の中枢神経症状を呈し、発病から2週間から6か月で死に至る。現在のところ、生前診断法や治療法はない。平成13年9月に日本で初めてのBSE感染牛を千葉県で発見した。
水田経営安定対策（旧：品目横断的経営安定対策）	WTOにおける国際規律の強化等に対応するため、認定農業者等に対して国が直接支払いを行う制度。米・麦・大豆等を対象に、諸外国との生産条件格差の是正と収入変動の緩和を内容として、平成19年産から導入される。

ふ

不作付け地	作物の作付けがなされていない農地（畦はんを除く）をいう。
-------	------------------------------

ほ

ほ場整備事業 経営体育成基盤整備事業 県ほ（略称）	主に水田に対して換地を伴う区画整理を行い、耕作道、用排水路をあわせて整備し、機械化農業に適した水田を造成する事業で標準区割りは3反割(30a区画)
---------------------------------	---

用語	説明
ま	
松くい虫（慣習）	マツを食害する昆虫の総称であるが、マツノマダラカミキリ（カミキリ虫の一種）とマツノザイセンチュウ（線虫の一種）によって引き起こされる、マツ枯れ病の呼称として使われている。マツノマダラカミキリのみを指す場合もある。
み	
溝腐病	幹に溝が生じる樹病はいくつかありますが、ここでは特にサンプスギに多く被害が出ている「スギ非赤枯性溝腐病」を指しています。原因は、「チャアナタケモドキ」という菌（キノコの一種）で、枯枝から侵入し幹を腐朽させ、材価を著しく低下させることから、林業上の大きな問題となっています。
ゆ	
有機農業	有機農業の推進に関する法律(平成18年制定・略称：有機農業推進法)では、「有機農業」を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義している。
遊休農地	農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。従って、遊休農地は、農業センサス調査上の（耕作放棄地）と（不作付け地の一部）が含まれる。

長生農林振興センター管内図

長生地域農産物直売所一覧

番号	直売所名	番号	直売所名
1	旬の里ねぎぼうず	11	あまがだい農産物直売所
2	真名農産物直売所	12	長生村農産物直売所「コメール」
3	一宮朝市組合直売所	13	(農)長生産直 直売所(ひまわり)
4	一宮駅前観光物産直売所	14	道の駅 ながら
5	JA長生 農産物直売所	15	JA長生 長柄直売所
6	とらみ味の里直売所	16	長柄町ファーマーズ・マーケット
7	身土不二の里	17	清水の里 熊野直売組合
8	一宮観光いちご組合直売所	18	須田農産物直売所
9	やすらぎ直売所	19	JA長生 長南東 農産物直売所「増生の里給田」
10	つどいの郷むつざわ	20	四季の里直売所

管内関係団体一覧

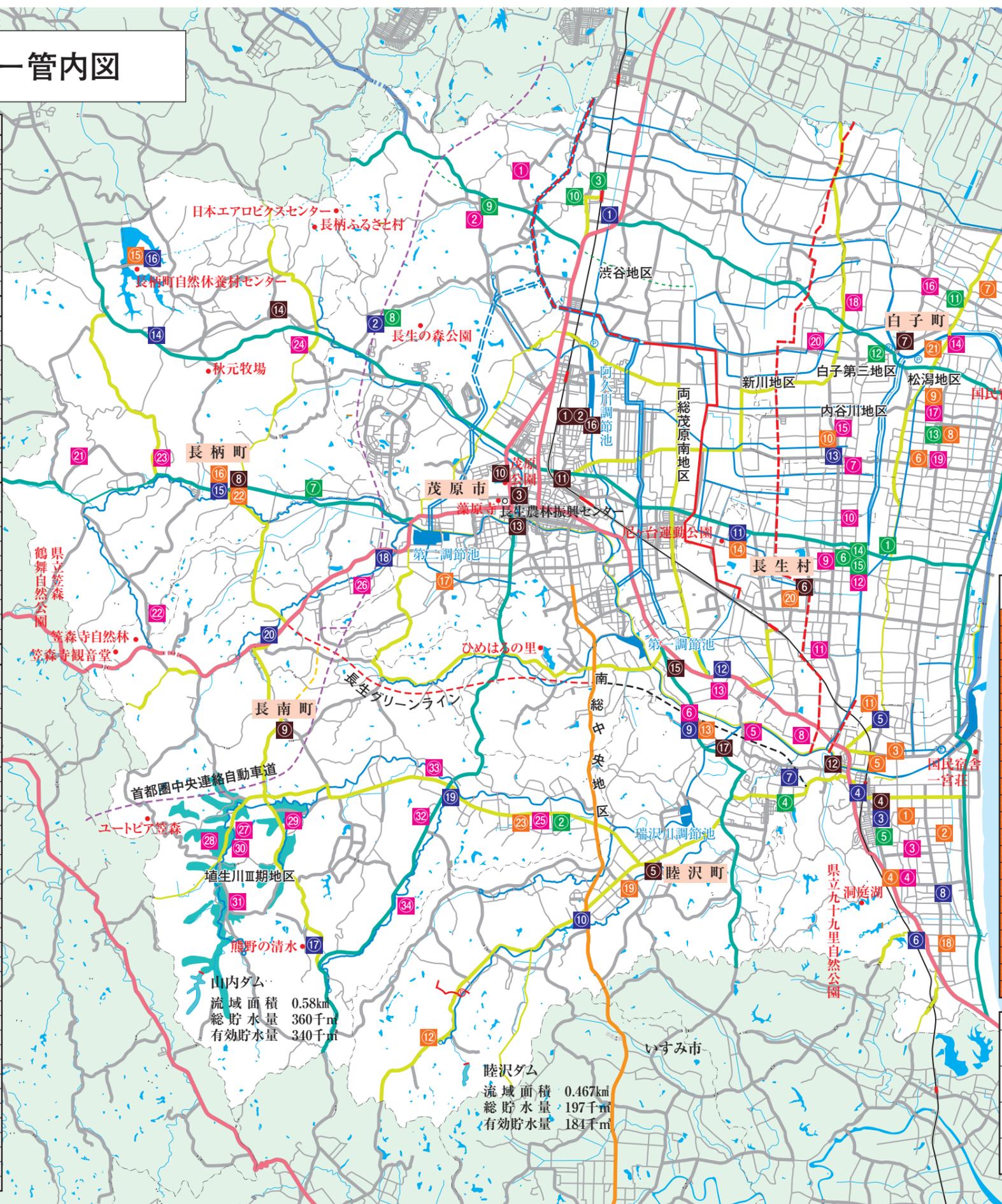
番号	名称	番号	名称
1	関東農政局 茂原統計・情報センター	10	長生農業協同組合
2	関東農政局千葉農政事務所地域第二課	11	わかしお農業共済組合 長生センター
3	茂原市 経済部 農政課	12	長生酪農農業協同組合
4	一宮町 産業観光課	13	千葉県森林組合 長生事業所
5	睦沢町 地域振興課	14	長生農業者研修センター
6	長生村 産業課	15	長生農業管理センター
7	白子町 産業課	16	茂原樟陽高等学校
8	長柄町 事業課	17	(農)新生酪農クラブ
9	長南町 産業振興課		

管内土地改良区一覧

番号	名称	面積 (単位:ha)	組合員数	番号	名称	面積 (単位:ha)	組合員数
1	松湯	690	1,233	10	両総用水	17,663	21,343
2	長生郡長南町東部	150	280	11	本納支所	4,898	5,586
3	赤目川	630	1,094	12	東郷関工区	819	1,067
4	長生郡一宮川西部	56	119	13	松湯工区	524	789
5	長生郡一宮川東部	273	528	14	茂原支所	277	448
6	内谷川沿岸	639	1,075	15	高根支所	876	1,074
7	長生郡長柄町小塚本	23	27				
8	茂原市二宮	130	247				
9	茂原市新治	43	123				

千葉県型集落営農組織一覧

番号	市町村名	組織名	設立年度	集落数	参加農家数	担い手数
1	茂原市	(有)アグリテック441	H.15	3	6	6
2	茂原市	(農)新治営農組合	H.14	5	85	5
3	一宮町	(農)原営農組合	S.63	1	6	6
4	一宮町	(農)東浪見営農組合	S.63	1	7	7
5	睦沢町	(農)川島営農組合	H.2	1	46	9
6	睦沢町	(農)寺崎新町営農組合	H.10	1	7	7
7	長生村	高根北部ライスセンター利用組合	S.54	1	17	5
8	長生村	金田オペレーター組合	S.60	1	4	4
9	長生村	南部上ノ原オペレーター組合	S.60	1	5	5
10	長生村	中之郷小橋オペレーター組合	S.60	1	5	1
11	長生村	宮成営農組合	H.1	1	4	4
12	長生村	小泉営農組合	H.6	1	8	8
13	長生村	(農)八積西部営農組合	H.15	1	4	4
14	白子町	古所ライスセンター利用組合	S.54	1	6	1
15	白子町	北高根西営農組合	H.3	1	5	1
16	白子町	(農)南白竜営農組合	H.4	1	8	1
17	白子町	白子ライスセンター	H.12	1	5	1
18	白子町	南日当農業機械利用組合	H.2	1	16	1
19	白子町	白子育苗センター	S.47	1	7	1
20	白子町	福島営農組合	H.12	1	14	4
21	長柄町	(農)水上第一営農組合	H.16	5	10	10
22	長柄町	水上第二営農組合	H.16	3	12	10
23	長柄町	日吉第一営農組合	H.16	2	5	5
24	長柄町	長柄第一営農組合	H.16	5	5	5
25	長南町	(農)長南町東部営農組合	H.8	14	197	9
26	長南町	(農)関原営農組合	H.18	1	18	4
27	長南町	(農)グリーンファーム長南西部	H.19	5	18	3
28	長南町	長南西部営農組合	H.18	5	217	5
29	長南町	長南町佐坪営農組合	H.17	1	50	4
30	長南町	長南町水沼・岩瀬・竹林営農組合	H.17	3	97	5
31	長南町	長南町山内営農組合	H.15	1	70	5
32	長南町	地引農機利用組合	H.12	1	8	3
33	長南町	給田営農組合	H.13	1	10	3
34	長南町	小生田営農組合	H.15	1	16	4



農業生産団地等一覧

番号	団体等名称	戸数	面積 (a)	設立年度	生産品目
1	農事組合法人 原園芸組合	6	187	S48	トマト・マスクロン
2	農事組合法人 中の原温室組合	6	79	S57	トマト・マスクロン
3	農事組合法人 一宮北部温室組合	4	96	S58	トマト・マスクロン
4	農事組合法人 東浪見北部温室組合	5	95	S59	トマト・マスクロン
5	下村施設園芸組合	6	130	S54	トマト・マスクロン
6	白子グリーンファーム(サラダ菜部門)	6	300	H1	サラダ菜
7	白子グリーンファーム(トマト部門)	7	227	H10	トマト
8	白子水耕温室組合	7	436	S55	水耕ねぎ
9	白子町花卉園芸組合	4	300	H4	ガーベラ
10	(農)長生産直	—	—	—	—
11	グリーンウェーブ長生	—	—	—	—
12	妙楽寺 梅加工グループ	6	—	H5	かりか梅
13	やすらぎ加工食品工房	5	—	H10	惣菜・赤飯他
14	ながいぎ味工房	4	—	H15	味噌・トクゲチャップ他
15	(有)長柄さくらの郷	32	—	H10	味噌・ジャム他
16	農産物加工組合 ながら夢工房	16	—	H16	味噌・パン他
17	茂原南部地区ライスセンター	118	6,690	H2	—
18	一宮町網田地区ライスセンター	—	8,000	S61	—
19	土陸地区ライスセンター	153	3,000	S58	—
20	長生地区ライスセンター	235	9,000	S59	—
21	白子地区ライスセンター	62	15,000	S63	—
22	日吉地区ライスセンター	—	11,000	S48	—
23	長南町東部地区ライスセンター	197	7,300	H8	—

凡例

---	国営両総用水事業	●	湛水防除事業
■	県営かんがい排水事業 (ダム)	■	ため池等整備事業
■	県営かんがい排水事業 (一般型、県営)	■	農道環境整備事業 (広域農道)
●	経営体育成基盤整備事業	■	県営かんがい排水事業 (国営附帯、県営)

裏表紙写真
長南町山内地区の谷津田と杉林

